小さくても キラリ光る交流のまち　あんど

　第４次安堵町総合計画・後期基本計画

＜素案＞

平成29年2月

安堵町

H2

目次

[**序　　論** １](#_Toc472330446)

[**基本構想** 5](#_Toc472330447)

[**後期基本計画** 19](#_Toc472330448)

[**第1章　生きがい** 21](#_Toc472330449)

[第1節　学校教育 22](#_Toc472330459)

[第2節　生涯学習・スポーツレクリエーション 25](#_Toc472330460)

[第3節　地域文化（歴史・文化・生活環境・風習・伝統芸能） 28](#_Toc472330461)

[第４節　交流（国際交流・地域間交流・地域内交流） 32](#_Toc472330462)

[第5節　人権・男女共同参画 34](#_Toc472330463)

[**第2章 やさしさ** 38](#_Toc472330464)

[第1節　健康づくり 39](#_Toc472330473)

[第2節　高齢者福祉 42](#_Toc472330474)

[第3節　障害者福祉 45](#_Toc472330475)

[第4節　児童福祉 48](#_Toc472330476)

[第5節　地域福祉 50](#_Toc472330477)

[第6節　国民健康保険・国民年金 52](#_Toc472330478)

[**第3章 心地よさ** 56](#_Toc472330479)

[第1節　土地利用 57](#_Toc472330487)

[第2節　道路交通 59](#_Toc472330488)

[第3節　情報通信 61](#_Toc472330489)

[第4節　治水対策事業 63](#_Toc472330490)

[第5節　公園緑地 64](#_Toc472330491)

[第6節　住環境 66](#_Toc472330492)

[第7節　循環型社会 67](#_Toc472330493)

[第8節　上水道 69](#_Toc472330494)

[第9節　下水道 71](#_Toc472330495)

[第10節　消防・救急 73](#_Toc472330496)

[第11節　防災・防犯・交通安全 75](#_Toc472330497)

[**第4章　力強さ** 79](#_Toc472330498)

[第1節　農業 80](#_Toc472330500)

[第2節　商工業 82](#_Toc472330501)

[第３節　観光 84](#_Toc472330502)

[**第5章**](#_Toc472330503)　[**まちづくりの推進** 86](#_Toc472330504)

[第1節　みんなで進める協働のまちづくり 87](#_Toc472330505)

[第2節　行財政 89](#_Toc472330506)

[第3節　広域行政 91](#_Toc472330507)

**序　　論**

|  |  |
| --- | --- |
| 序　論 | はじめに |

1）計画の目的

本総合計画は、平成 13 年度に策定された第３次の総合計画（平成14年～平成23年）の将来像のテーマである、“町民文化を誇るまち 安堵町生活文化発信宣言”を引き継ぐ計画として、次なる10年を見据えた総合計画とするものです。

第４次総合計画は、第３次総合計画までに進めてきたまちづくりを基本として、さらに進化させるものと位置付け、時代に即した新たな自分の町・住みよい町としてのあり方を次の10年の目標として掲げることで、町民にまちづくりの目標を明確にし、町民自ら『安堵』らしい生活スタイルを創造し、 築きあげていくことを目的として策定するものです。

2）計画の性格と役割

本計画は、広い視野と計画的視点に立ち、めざすべき姿とその実現に必要な方策を明らかにする地域経営の基本方針となるものです。

また、町民や事業者、団体等様々な主体が自律と協働のもとに手を携えて取り組む新しいまちづくりの指針でもあります。

なお、地方における自治は、地方の自立と責任に委ねるという地域主権の考えから、地方自治法で定められていた総合計画の策定の義務及び議会承認の義務づけが撤廃されましたが、今後のまちづくりの方向を示すビジョンは不可欠なものであり、本総合計画がその役割を担うものです。

３）計画の構成と期間

『第４次安堵町総合計画』は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。

**基本構想**

行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、本町の長期的視点からの将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

「基本構想」の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

**基本計画**

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、本町が今後10年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すものです。

実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標・指標を設定するものとします。

基本計画は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする

「前期基本計画」及び平成29年度から平成33年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。なお、「後期基本計画」については、「前期基本計画」の最終年度である平成28年度に策定するものです。

**実施計画**

「基本計画」に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、本町における毎年度の予算編成の経営方針となるものです。

計画期間は 3 年間とし、毎年度の事業の評価･検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

**基本構想**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **まちの将来の姿** |

1）将来像

本町は町の面積も小さく、人口規模も決して大きくはありません。しかしながら古代から蓄積された文化や、のどやかな人々の暮らしは、本町特有の ものであり、次の世代へ継承していくべき貴重な財産です。

一方、「地方の時代」を見据えた中で、本町の依然として続く人口減少や、定住性の弱まりに対して、新たなまちの魅力と活力を再活性化させていくことが、今強く求められています。

そこで、今後のまちづくりの課題を踏まえ、次期 10 年間をめざしたまちづくりの将来像は次のように定めます。

小さくてもキラリ光る交流のまち　あんど

～ 安堵 Ａ・Ｎ・Ｄプラン ～

小さくてもキラリ光る交流のまち　あんど

～ 安堵 Ａ・Ｎ・Ｄプラン ～

この将来像の意味するものは、とても小さな町であっても、住民一人ひとりが輝き、まちづくりの主役となり、生涯にわたって自己実現を図っていけるまちをめざす考え方です。

「キラリ光る」とは本町は近代陶芸の巨匠、人間国宝の富本憲吉氏や奈良県の近代史に燦然と残る今村勤三氏が生まれ育ったところであり、また、飛鳥時代には、聖徳太子と深く関わりを持つ町でもあり、光り輝いた人材を輩出した町であります。また、伝統産業「灯芯」とも連動させた表現で、「交流は」は新たなインパクトであるスマートＩＣ等を活用して、観光・交流や新規産業立地等を図るとともに、住民が交流しあい支え合うまちづくりを意味 しています。

なお、計画の愛称とした「Ａ・Ｎ・Ｄプラン」とは安堵固有の文化を継承・発展させていくことを意味した言葉です。また、「あんど＝ＡＮＤ」とも表現でき、それももじって住民にも親しめるプランでありたいというものでもあります。

まちづくりのテーマについては、これまでの計画をベースとして新たに時代に即した施策を展開していきます。キーワードは次の４つとし、これらの 施策全体を推進していくための行財政等の体制づくりを「将来像実現に向け た取り組み」として下支えしていく考え方です。

**いきがい　やさしさ　心地よさ　力強さ**

2）将来人口

まちの人口としては、「定住人口」と「交流人口」の考え方があります。定住人口とはまさに定住する人々、いわゆる住民となります。また、交流人口とは、本町に様々な目的で来訪する方々です。

定住人口については、現在の人口の動きも鑑み、目標人口として次のように設定します。

現況（平成22年）　　８,０３０人

現況（平成22年）　　８,０３０人

将来（平成33年）　　**７,６００人**

将来（平成33年）　　７,６００人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成22年 | | 平成33年 | |
| 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| ０～14歳 | 831 | 10.6% | 700 | 9.2% |
| 15～64歳 | 5,291 | 66.4% | 4,400 | 57.9% |
| 65歳以上 | 1,908 | 23.0% | 2,500 | 32.9% |
| 合計 | 8,030 | 100.0% | 7,600 | 100.0% |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２２年：国調人口

一方、交流人口については、様々な来訪が想定されます。歴史民俗資料館といった歴史・文化的な施設への来訪だけでなく、スマートＩＣの開設等により、働き、消費等含め、新たなまちへの来訪を促進していく必要があります。現段階においては、厳密な交流人口の基礎となる数値が設定できていま せんので目標数値は掲げませんが、今後、定住人口と併せ、交流人口の定量化できる方法を構築していきます。

3）土地利用の方向

土地利用については、次の６つのゾーンを基本とし、土地利用の特性を踏まえた整備を促進していきます。（一部見直し）

C:\Users\tiger\Desktop\土地利用図.tif



**生活文化ゾーン**

この地域は、役場・トーク安堵カルチャーセンター・総合センターひびきなどの行政施設をはじめ各種コミュニティ施設などのまちの機能が集中する生活の拠点として位置付けるとともに、まちづくりのマネージメント拠点としての機能強化を図ります。



**歴史文化ゾーン**

この地域は、本町のルーツを象徴する地域でもあり、文化財や歴史的遺産、また美しいまちなみを保全・修復し、後世に残し、本町の個性を輝かせるとともに、来訪者との交流機能の強化を図ります。



**環境文化ゾーン**

この地域は、農業を通じて自然との共生を学ぶとともに、本町ののどやかな空間を形成する重要な生産緑地空間と位置付け、住民を中心に美しい郷土づくりを推進していきます。



**健康文化ゾーン**

この地域は、住民や町外の人に対する健康づくりの拠点として位置付け、公園や体育館などを利用して心身ともに健康になるフィールドとして利用を促進していきます。



**産業文化ゾーン**

この地域は、今後の産業の振興の拠点として位置付け、とりわけスマートインターチェンジの開設を有効に活用し、新たな産業の創出と、就業の場の確保に努め、まちづくりの活力を高めていきます。



**その他のゾーン**

この地域は、住宅地他、河川や緑地等によって構成される空間で、本町の背景ともなるところです。快適で住みよい居住環境や産業振興等の基盤的な 整備を進めていきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **2** | **施策の大綱** |

1）施策の体系

将来像である『小さくてもキラリ光る交流のまち』を達成していくための施策の体系は次のものとします。まちづくりの４つのテーマは、全ての政策に関わってくるものですが、最も主要な関連をもつものとの関係で体系化しています。

①学校教育

②生涯学習・スポーツ・レクリエーション

③地域文化

④交流

⑤人権・男女共同参画

**小さくてもキラリ光る　交流のまち　　あんど**

あんど

**いきがい**

**力強さ**

**やさしさ**

**心地よさ**

**安堵町まちづくり　　戦略プロジェクト**

あんど

①健康づくり

②高齢者福祉

③障害者福祉

④児童福祉

⑤地域福祉

⑥国民健康保健・国民年金

①土地利用

②道路交通

③情報通信

④治水対策事業

⑤公園・緑地

⑥住環境

⑦循環型社会

⑧上水道

⑨下水道

⑩消防・救急

⑪防災・防犯・交通安全

①農業

②商工業

③観光

まちづくりの推進

① みんなで進める協働のまちづくり ② 行財政 ③ 広域行政

|  |  |
| --- | --- |
| **3** | **安堵町まちづくり戦略プロジェクト** |

1）戦略プロジェクトとは

戦略プロジェクトとは、将来像を達成していくために、リーディング的な役割を果たす事業と位置づけます。

この事業は、単体の施策ではなく、また、単一部門や課・係で取り組むものでもありません。

さらに、行政単独の事業ではなく、住民や民間事業者との協働、さらには広域的な地域連携により推進していくものです。

ここでは、安堵町を故郷として住民が愛し誇りを持つとともに、個性的で魅力あるまちづくりを推進してくために「５つのプロジェクト」を提案しています。

なお、ここでは、『（仮称）安堵Ａ・Ｎ・Ｄ』プランとして、Ａ＝Ａssist：支える、Ｎ＝Ｎetwork：つなぐ、Ｄ＝Ｄevelop：のばす、という考え方からのプロジェクトとなっています。

2）戦略プロジェクトの内容

戦略プロジェクトとは、将来像を達成していくために、リーディング的な役割を果たす事業と位置づけます。

★ 光と花のまちプロジェクト ＜安堵の自然の風景のすばらしさを伸ばす＞

安堵町は大和川をはじめとする美しい川の流れと緑豊かな田園風景に恵まれ、これまで公園整備を推進し、“自然と調和したまちづくり”を進めてきています。

この自然と調和したまちづくりをさらにのばしていくために、その象徴ともなる安堵中央公園を設置いたしました。さらに、「彩り」を添えるものとして“光と花のまちプロジェクト”を構想するものです。町の花木として「ナデシコ」「テイカカズラ」「モチの木」が指定されています。この指定花木で年を通して花や実がなる組み合わせも可能であり、安堵町の景観として町の公共施設を中心に育成していきます。

また、和ろうそくに使われる「灯芯ひき」は安堵町の伝統産業であり、「大とんど」は光の一大イベントです。安堵町の景観の特色づくりとして、例えば新年を向かえるにあたって町内の主要な神社などに蝋燭の灯りを活用するといったことを、住民と一緒に進めていくことを検討していきます。

★ 安堵ネットワークプロジェクト

＜交通・交流・コミュニティを促進するネットワーク（つなぐ）づくり＞

安堵町は現状においては、住民の足としての公共交通機関は必ずしも十分ではありません。住民の交流やコミュニティを促進していくことは、まちの活性化上非常に重要なことになります。ただし、当町の立地条件からは、田 園・街並み風景を歩いたり、自転車に乗ったり、楽しめるまちづくりも重要なことと考えます。

さらに、高齢者のみならず、子供や、障害のある方などを含め、いわゆる『交通弱者』に対する移動手段を確保していくことは、誰にでもやさしいまちづくりに繋がるものであり、バス・タクシー等を含め、交通弱者にやさしいネットワークづくりを促進していきます。

交通計画では、まず、交通空白地の解消を目的にコミュニティバスを運行します。住民のニーズに合わせて、必要に応じて見直しを行い、より利用しやすい公共交通を構築していきます。

★ 産業連携プロジェクト ＜産業間をつなぎ、新たな産業を興す＞

安堵町の基幹産業は農業で、伝統産業の「灯芯ひき」もありますが、我が国の緞帳・マット製造で有名な住江織物等も立地しています。

食のイベントして現在「ほっと安堵ふれあい広場（朝市）」が開かれていますが、安堵町の安全でおいしい農作物のPRとともに、B級グルメの創造、それに「模型大会」等を組み合わせた新たな産業連携イベント等を検討していくものです。大和まほろばスマートインターチェンジの供用により、大阪、名古屋方面からの交通条件も良くなり、“安堵発”の情報発信は重要な戦略となってきます。

産業連携

イベントの開催

安堵町からの情報発信

魅力ある町、住んで心が

和む町としての定住化効果

★ まなびのまちプロジェクト ＜過去・現在そして未来へと時間をつなぐ＞

安堵町は、「続日本紀」にも飽波郷として記載があり、聖徳太子にまつわる様々な遺構も残っています。また、戦国時代に筒井氏一族として活躍した土豪「中氏」や、近代陶芸の巨匠といわれる「富本憲吉」、奈良県の近代史に残る「今村勤三」などの人物を輩出し、多くの遺産が現在もまちにストックされています。さらには、まだまだあまり知られていないが、安堵町を特色づける様々な文化的ストックが眠っています。まずは、これらの歴史・文化の発掘と普及に努め、子供の学校教育や大人の生涯学習プログラムに積極的に取り入れていくとともに、斑鳩町との連携事業や、各種陶芸イベントの開催などを実施し、安堵町の文化を発信する事業として、“まなび”をキーワードにした各種事業展開を図っていきます。

★安堵田園ライフプロジェクト ＜住民みんなが活躍し、みんなで支え合う＞

安堵町は、平成６年をピークに人口減少が続いています。また、少子高齢化の波は本町においても現れており、５人に１人以上の高齢化率となっており、近い将来３人に１人の高齢化率となることが予測されています。

但し、人口減少は我が国全体の傾向であり決して問題があるばかりではありません。今住んでいる人が元気に暮らし、幸せ感が持てるまちであるなら、町外からの新規定住者も生まれてきます。そのためには、田園空間が広がる 安堵町で、子供や子育て世代、さらには高齢者までが生きがいを持って自己実現ができるまちが望まれます。

そのために、“子供・女性・高齢者”をキーワードに、それぞれが活躍できる場と、それぞれが支え合う仕組みをつくり、“住みたいまち・安堵”のまちづくり環境に取り組みます。

次代を担う子供

を育てる

子供の日常生活の各場面での子育て支援

女性参画の多様な

場と機会の創出

高齢者の知恵と

経験を活かす

「まちの先生」となり子供の教育に参加する等

元気高齢者がファミリーサポートの役割を担う等

安堵町まちづくりアンケート調査から前期基本計画の施策評価

１．調査の目的について

平成24～28年度までの5ヶ年を期間とする「安堵町第4次総合計画」【前期基本計画】の計画期間の終了に伴って、「安堵町第４次総合計画」【後期基本計画】（平成29年度スタート）を策定いたします。そのため、前回と同様に町内にお住まいの18歳以上の住民の皆さまから無作為に1,100人、中学生117人を抽出し、これまで【前期基本計画】で進めてきたまちづくりに関する評価および今後のまちづくり等へのご意見をお聞きするアンケートを実施いたしました。

2．前期計画のまちづくりの評価

**（1）教育・文化【問3】**

教育・文化に関する取り組みについては、「地域文化」で「よくできた」7.6％、「まあまあできた」29.8％とそれぞれ最も多い結果でした。



**（2）健康・福祉【問4】**

健康・福祉に関する取り組みについては、以下の通りとなっています。「健康づくり」で「よくできた」7.1％、「まあまあできた」35.3％とそれぞれ最も多い結果でした。



**（3）生活基盤【問5】**

生活基盤に関する取り組みについては、以下の通りとなっています。「土地利用」、「道路交通」、「公園・緑地」、「住環境」で「あまりできていない」が2割を超えて高い結果でした。



**（4）産業振興【問6】**

産業振興に関する取り組みについては、以下の通りでした。

****

**（5）まちづくりの推進【問6】**

協働・行財政・広域行政に関する取り組みについては、以下の通りとなっています。すべての項目で「どちらともいえない」が5割程度と高い結果でした。



**後期基本計画**

第1章　生きがい

　個性が輝く人が育ち、活躍するまちを創る

本町は歴史・文化や自然などのかけがえのない地域資源をもつまちです。

子供から高齢者まで、それぞれのライフステージの中で、

学び・育ち・交流し合い、

一人ひとりが輝ける環境の整備に努めます。

また、芸術や文化活動を高め、

心豊かで創造性溢れた人間形成を推進して

いくとともに、互いの人権を尊重し、

男女ともに参画できる社会の実現を目指します。

第1節　学校教育

将来の安堵町を担う子供の教育は大変重要です。子供の個性と能力を最大限伸ばす教育とともに、子供が社会にでて生きる力を持てるよう、外部の専門家等も導入し推進していきます。

**【重点目標】**

１．子供の個性と能力を伸ばす

２．生きる力を引き出す道徳教育の推進

３．安心できる教育環境の整備

４．地域の特色を活かした学校づくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　子供の個性と能力を伸ばす** |

児童生徒の学力向上については、「学力問題調査研究事業」の実施と文部科学省による「全国学力・学習状況調査」の分析を進め、安堵町における課題を明らかにしてきました。こうして蓄積されたデータを活かし、基礎学力の定着・授業改善・体験的学習の充実を進めていきます。

また、基礎学力の定着の基となる体力の向上、基本的な生活習慣の確立を目指し、学校と家庭が連携・協力し進めていく必要があります。

さらに、ＩＣＴ教育充実のための設備の整備を図るとともに、特色ある語学教育の推進、小学校での英語の教科化に向けた諸整備を進めます。

|  |
| --- |
| **2　生きる力を引き出す道徳教育の推進** |

道徳教育の充実については、文部科学省並びに奈良県教育委員会の指定を受けて、「道徳教育推進事業」として研究を進めてきました。その成果として、保護者の協力や地域の資源（人・自然・伝統文化）を活かした体験活動が各学年において実施されるようになり、地域の文化や伝統に関する教材化が進んでいます。

また、生まれ育ったまちに対する愛着を育てる有効な教育活動として、小学校低学年から地域の人々との交流を推進しており、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を充実させることを目指しています。

さらに、生涯学習事業と連携を図り、各学校においては、児童生徒が保護者や地域の人々とともに学び合うイベントを実施しています。

今後も、平成３０年度以降の教科化を見据えて、子供たちが地域の人・自然・伝統文化とふれあう体験活動を系統的に設定し、ふるさとを愛する心を育てていくことが大切です。そのため、発達段階に即した教科化をさらに進め、児童生徒のよりよく生きる力を引き出すとともに、開かれた学校として地域の信頼をより深く得られるよう努めていく必要があります。

|  |
| --- |
| **3　安心できる教育環境の整備** |

いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を解決し、児童生徒の学校生活への適応を支援する目的で、これまで調査研究として実施した事業を再構築し、「児童生徒自立支援事業」として実施しています。中学校には、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識や経験のある者をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒及びその保護者の相談を受けるとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図っています。また、さまざまな課題を抱え、学校生活に適応しにくい児童生徒を支援するために学校支援スタッフを学校に配置しています。

さらに、小学校における生徒指導推進体制の充実を図るために、生徒指導専任教員を配置し、そのための非常勤講師を補充しています。これらの施策は、生徒指導上の課題を解決するためだけでなく、児童生徒及びその保護者に対して安心感を与える間接的な効果もあり、いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を未然に防ぐ効果が大きく、今後も継続していく必要があります。

|  |
| --- |
| **4　地域の特色を活かした学校づくり** |

町立学校では、地域イントラネット基盤整備事業及び学校情報教育設備整備推進事業により情報教育に関する設備も充実してきました。今後は、学校現場における指導者の技術を一層向上させるとともに施設・設備の利用の拡大を図り、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ基盤の整備と情報セキュリティ意識の向上に努める必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 子供の個性と能力を伸ばす | | |
| 児童生徒の基礎学力の確実な定着を図るとともに、興味・関心を高めるための指導方法の研究を推進するため、引き続き、P－D－Ｃ－Ａ（計画－実施－評価－改善）サイクルによる指導方法の工夫改善に取り組みます。  児童生徒の学習意欲の基となる体力の向上、基本的生活習慣の確立を学校と家庭が連携・協力し進めていきます。また、本町出身の富本憲吉（陶芸家・人間国宝）や今村勤三（実業家・政治家）などの生き方や業績を本町独自の歴史的資産として学校教育に活かします。 | 教育委員会 | |
| 2. 生きる力を引き出す道徳教育の推進 | | |
| 子供達が、地域の人・自然・伝統文化とふれあう体験活動を通じて、「道徳的価値観」を養い育むために、平成30年度以降の教科化を見据えた道徳教育の充実とその後の推進を図ります。 | | 教育委員会 |
| 3. 安心できる教育環境の整備 | | |
| いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を未然に防止するため、スクールカウンセラーをはじめ、学校支援スタッフ、生徒指導専任教員などの適正な配置に努め、「児童生徒自立支援事業」を充実します。  老朽化した施設の改修を行い、児童生徒の安全確保に努めます。 | | 教育委員会 |
| 4. 地域の特色を活かした学校づくり | | |
| 情報教育における指導者の技術を向上させるとともに、設備の利用の拡大を図ります。  地域の豊かな文化や伝統から学ぶ学習の充実を図ります。 | | 教育委員会 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆道徳教育推進事業 | 町立学校の「徳育」の充実を目指し、あいさつ運動や標語募集を進め、平成30年度以降の教科化を見据えた地域の人・自然・伝統・文化に触れる体験活動を重視した道徳教育、教科化の推進を図る。 |
| ◆教育相談事業 | 行動等、生徒指導上の諸問題を解決するために、町立学校に専門的な知識を有するカウンセラーを配属し、また教職員の資質向上を図る。 |

第2節　生涯学習・スポーツレクリエーション

幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージにあわせた学習・スポーツレクリエーション環境を整備するとともに、“学びや余暇”活動を通して積極的な社会参加やまちづくりへの参画が促されるような仕組みづくりを推進します。

**【重点目標】**

１．多様な学習機会の提供

２．生涯を通じた学びの場の提供

３．青少年の健全育成

４．スポーツ・レクリエーション活動の推進

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　多様な学習機会の提供** |

従前より開講していた講座を、短期で多種多様な形態のものに移行することで参加者が増加し、講座終了後も自主的に活動を続けていくクラブが増えています。

一方、各講座の参加者が固定化していることもあり、上記のように内容、形態等を工夫しているものの、参加者数に偏りがあるのが現状です。

今後も、幅広い年齢層を取り込めるような施策を実施していく必要があります。また、多様な学習機会を提供していくための講師の確保が必要です。

|  |
| --- |
| **2　生涯を通じた学びの場の提供** |

生涯学習クラブの増加や一般や企業の使用の増加等で、生涯学習の拠点であるトーク安堵カルチャーセンターの部屋の確保が難しくなっています。そのため、誰でも、いつでも、どこでも学習できる環境づくりが必要です。その環境づくりとして、住民の学びと交流の場となる図書室の充実が必要です。

|  |
| --- |
| **3　青少年の健全育成** |

生涯を通じて学ぶ姿勢を身につけるためには、子供の頃から地域ぐるみで健全な育成を支援することが必要です。

本町の子供会は、「安堵町子供会連絡協議会」を中心に、各大字に組織され、活動を行っています。また、「安堵町青少年健全育成協議会」では、月に2～3 回下校時間または夜間に町内巡回指導を行っています。しかし、地域のコミュニティが希薄になり、生活に課題を抱える家庭が増加するなど、さまざまな活動が縮小を余儀なくされています。

今後は本町の青少年がおかれている実態を把握し、学校・家庭・地域を巻き込んだ青少年育成のための活動・周知を図っていく必要があります。また、青少年の健全育成における他市町村との連携を強化し、より広域的な活動を行っていく必要があります。

|  |
| --- |
| **4　スポーツ・レクリエーション活動の推進** |

本町では、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るい豊かな生活の形成に寄与するため、体育協会が設置され、まちにあるさまざまなスポーツクラブを支援しています。また、総合型地域スポーツクラブ「すこやか安堵スポーツクラブ」で、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を提供し、各種レクリエーションや軽スポーツ大会等を促進しています。

また、住民の健康意識が高まる中、競技スポーツだけでなく、個人で行うウォーキングや機器を用いたトレーニングなどの健康づくりのためのスポーツがされるようになってきました。本町では、安堵中央公園体育館のトレーニングルームで、トレーナーによるトレーニング指導を行うなど、生活の中に運動を取り入れる機会や場所の提供を行っています。

今後も安堵中央公園内の施設のさらなる活用を促進し、住民の心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

また、急速な高齢者人口の増加を見据え、生涯を通じて運動を継続していけるよう、生活の中に運動を取り入れるための動機付けを行うほか、住民ニーズに即した多様な活動機会を充実していく必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 多様な学習機会の提供 | | |
| 幅広い年齢層の参加者を取り込めるような学習機会を提供するとともに若年層や就労者層も参加しやすいよう、申し込み等にインターネットやメールの活用を検討します。  多様な学習機会を提供するため、講師の確保に努めます。 | 教育委員会 | |
| 2. 生涯を通じた学びの場の提供 | | |
| 生涯学習クラブや住民の活動の場を提供できるよう、トーク安堵カルチャーセンターだけでなく、町内のあらゆる公共施設の活性化に努めます。また、本町の図書室は、世代を超えて住民が気軽に利用できる図書室として住民の創作活動の場として利用されています。これからも住民の学びと交流の場として図書室の充実に努めます。 | | 教育委員会 |
| 3. 青少年の健全育成 | | |
| 本町の実態にあった青少年育成のための事業を引き続き促進するとともに、青少年の健全育成活動における他市町村との連携を強化し、より広域的な活動を行うとともに、青少年リーダーを養成します。 | | 教育委員会 |
| 4. スポーツ・レクリエーション活動の推進 | | |
| 住民の誰もが生涯にわたって心身ともに健康でスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、スポーツ推進委員をはじめとする指導者を育成し、さまざまな情報を発信するとともに、参加機会の充実を図ります。  地域スポーツクラブをはじめ、住民がいつでも自発的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、町内にあるスポーツ施設の充実を図ります。  生涯を通じて継続して運動を行っていくために、自分の生活の中に運動を取り入れられるよう、時間・場所・環境・仲間づくりなどを考慮した新たな運動の動機付けを推進します。  近隣市町村とのスポーツ交流や青少年健全育成を考慮し、住民のニーズに即した多様な活動機会を充実するためのスポーツイベントを開催し、より多くの人が参加する魅力のあるものになるよう、一層の内容の充実と振興に努めます。 | | 教育委員会 |

第3節　地域文化（歴史・文化・生活環境・風習・伝統芸能）

安堵町の歴史ある文化の再発見と保存・伝承・活用に努め、まずは住民が知ること・学ぶことから始め、“安堵らしさ”として住民にも根付いた地域文化の発信に努めます。

**【重点目標】**

１．歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり

２．安堵町文化の発信

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり** |

安堵町歴史民俗資料館は、多種多様な展示や実演体験会、講座等を実施し、まちの歴史や暮らし等について学び、憩う場となっており、まちの歴史・文化の拠点として町内外に認知されるようになりました。また、学校で行われる学習にも活用され、子供たちが利用する機会が増えました。

しかし、同様の他施設の例に漏れず、入館者数は穏やかな減少傾向にあり、さらなる周知を働きかけるとともに、魅力ある展示や普及活動の実施など工夫が必要です。また、継続的に利用者が訪れるような内容を体験会や講座に盛り込む事も求められています。さらに、今後も継続して近隣の学校との連携を図り、受け入れ体制を整備し、柔軟に対応していくことも重要です。また、資料館の収蔵能力の増加と、施設の維持管理については、耐震補強や定期的な部分修理・防虫対策など、施設・資料の保存維持への取り組みが重要であり、現在の課題でもあります。

一方、文化資産の保護については、開館以来、町内外に所在する古文書資料の調査・収集・記録化を行うとともに、民俗資料の寄贈や寄託を受け、収集・保存等を行っています。また、文化財の保存・継承のため、平成24年には安堵町文化財保護条例を施行し、現在、町指定文化財の選定・指定を順次進めています。

それに伴い、平成27年度には３件の文化財の指定を行いました。

本町にかかわる文化財については、その保護や啓発を念頭において文化財の基本調査を行い、報告書や「安堵町史」「安堵風土記－安堵町の歴史と伝承－」を刊行し、学校で教材となる副読本、「わたしたちの安堵町」とともに、郷土学習に活用されています。今後もまちに所在する文化財の認知と、保存・維持をスムーズに行い、町内外に周知するための方策を整えていくことが重要です。

さらに、かつてのまちの伝統産業であり、今期に町指定文化財となった「灯芯ひき」の技術を残し、普及させる活動を進める、「灯芯保存会」が進めている「ミニ草履」「匂い袋」など関連グッズの開発は、既に商品化されているミニ行灯「しあわせの灯」や古代米おかき等に加えて、さらなる販路拡大の展開をみせています。資料館での関連展示や技術の伝承活動を支援するばかりでなく、灯芯のまち安堵町をアピールする重要な存在となっています。

また、館内に完成した伝統産業実習室を活用した「灯芯ひき」の技術伝承や実演等を通じて、さらなる活動の推進と、「こども灯芯教室」・茶室「杏菴」を活用した従来の「茶道教室」・クラブ活動に加え「こども茶道教室」を開催するなど若い世代へ安堵町の文化を継承する取り組みを行っています。

|  |
| --- |
| **2　安堵町文化の発信** |

現在、住民の文化・芸術の発表の場として、秋に町民文化祭を開催しています。作品の展示や舞台発表などを通じて、多数の住民が文化祭に参加しています。また、近年は講師を招いて、歴史文化の大切さを伝えるため文化講演会を開催しています。より多くの住民が参加できるよう趣向を凝らし、魅力的な内容を盛り込んでいきます。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり | |
| 歴史民俗資料館は、歴史・文化を発信する中核として位置づけられており、住民だけでなく、まちを訪れた人々にとってもやすらぎと地域の再発見の場としてさらに機能することを目指し、魅力ある企画を工夫します。  また、変化する利用者のニーズに対応できる体験会や講座を企画し、内容の充実を図ります。  近隣の学校と連携しながら、受け入れ体制を整備し、柔軟に対応するとともに、資料館の収蔵能力の増強と施設の維持管理についても対策をとります。  豊かな歴史を生かし、文化の香り高いまちづくりを推進するために、本町の歴史の掘り起こしに努めます。安堵町文化財保護条例の施行に伴い、町内に残されている歴史的価値のある文化財を掘り起こし、町文化財として指定を進めます。  町内外の人々に歴史や文化財についての理解を深めてもらうための史跡表示や案内板が設置され、ボランティアグループや奈良県製作によるweb 情報「あるく・なら」等、当地域に関連するモデルコースが設定されています。さらに他施設と連携を図り、当町を訪れる観光客の受け入れ体制を整えていきます。  また、町指定文化財「灯芯ひき技術」の継承・普及活動を行っている「灯芯保存会」と連携し、特に次世代を対象とした、灯芯にふれる講座やイベントの企画・開催を図っていきます。 | 歴史民俗資料館  教育委員会 |
| 2. 安堵町文化の発信 | |
| 安堵町らしさのある文化の創造を目指し、住民の主体的な文化・芸術活動を支援するため、文化祭等行事の充実を図ります。また、暮らしの中で文化を創造し発信するための取り組みを検討します。  文化・芸術への関心を高められるよう、舞台発表等の発表の場を設定するとともに、ホームページ・広報誌・SNSなど多様な情報発信の手法を検討し、住民に対する周知に努めます。 | 教育委員会 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆灯芯ひき体験会 | 町の伝統産業、灯芯ひきの技術の継承・普及のため、熟練者を講師に招き、ひき方等を学ぶ。 |
| ◆もちつき大会 | 歴史民俗資料館で１年を通じて栽培された古代米を用いて、人びとのくらしと、もちの関わりを知ってもらう体験会の開催。「ちびっこもちつき大会」については、「もちつき大会」と変更し、子供だけでなく大人も含め、家族やグループで楽しめる行事として継続。 |
| ◆古文書解読講座 | 月１回、歴史民俗資料館蔵資料の古文書をテキストに原資料を読み、郷土に触れる機会の創出。 |
| ◆次世代を対象とした伝統文化の普及・継承事業 | 国・まちの伝統文化を次世代に継承するため、年少者を対象とした「灯芯ひき」や「茶道」の体験教室を開催。 |

第４節　交流（国際交流・地域間交流・地域内交流）

人・もの・情報の交流により、新たな出会いや発見をし、住民の生活感を高めるとともに、周辺地域はもとより、国内及び国際的交流を活発化し、地域の元気を高めていきます

**【重点目標】**

１．地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流

２．国際交流による新たな文化創造

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流** |

現在、安堵町では体育祭、文化祭や親子ふれあい夏まつり、チャレンジフェスタ、産業フェスティバルなどの各種イベントを通じて、地域内や地域間での交流を進めています。また、小学校、中学校では、昔の生活や遊びを体験する授業などを通じて高齢者をはじめ、さまざまな地域の人たちとの交流を行っています。今後も、こうした地域や世代を越えた交流の機会をつくるとともに、これらの交流の機会について積極的に周知していくことが重要です。また、町外の人も訪れたくなるような交流の場と機会をつくるため、歴史や文化、自然、産業、人など、まちの資源を最大限に活かした「おもてなし」の心を尽くした活動を行っていくことが課題となっています。

|  |
| --- |
| **2　国際交流による新たな文化創造** |

現在、小中学校にＡＬＴ（外国語指導助手）を配置し、英語教育を通じて、外国の文化などに関する理解を深めるため、語学をはじめ、生活や文化について学ぶ機会をつくっています。

今後も、ALT の授業以外での活動や町内在住の外国人とのふれあいを通して、異なる文化背景や考え方を理解し、好ましい関係を保つことで国際感覚が豊かな人間を育成することが必要です。また、外国の文化にふれることで本町の文化を再認識し、安堵町らしさのある文化を創造するためにも、国内外の地域との交流を促進することが重要といえます。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流 | |
| 地域や世代を越えた交流の機会をつくるとともに、これらの交流の機会につい  て町広報誌、広域や県の情報誌、インターネットなどを活用して、積極的に町内  外に周知します。  町外の人も訪れたくなるような交流の場と機会をつくるため、安堵町の資源を  交流の場と機会づくりに最大限に活かした「おもてなし」の心あふれる活動を行  うとともに、住民が一体となって取り組めるような文化イベントや健康づくりな  どの事業を推進します。 | 総合政策課  教育委員会 |
| ２. 国際交流による新たな文化創造 | |
| 引き続き住民一人ひとりが、町内に在住している外国人とのふれあいを通して、国際感覚を養い、異文化を受け入れたうえで安堵町独自の文化に誇りをもち、新たな文化を創造するような活動を促進します。 | 総合政策課  教育委員会 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆ALT（外国語指導助手） | 小・中学校での英語教育の充実を図るとともに、外国の文化などに関する理解を深め、地域の交流の発展を図る。 |

第5節　人権・男女共同参画

「人権尊重」を基本理念に、関係機関等と密接な連携を図りながら、女性、子供、高齢者、障がい者などさまざまな人権問題の解決に向けての積極的な取組を行います。また、男女がともにそれぞれの力を発揮できる社会づくりを推進します。

**【重点目標】**

１．一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり

２．男女がともに社会をつくる体制づくり

３．さまざまな場での人権教育の充実

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり** |

同和対策事業は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い終了しました。一部の残事業については、一般施策として継続していますが、同和問題は解決に至っているわけではありません。「『同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である』という基本理念は、部落差別が現存する限り、変わることのない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き同和問題の解決に向けた取り組みを推進します。現代社会においては、インターネット等による差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など悪質な差別事象が後を絶っておらず、同和地区に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取り組みを関係機関・団体と連携しながら推進しています。また、まちの取り組みとしては、「差別をなくす強調月間」（７月）や「毎月11日は『人権を確かめあう日』」などの機会を捉え、県、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努め、また、人権に関わる研究団体や町内で組織されている人権に関わる関係機関やNPO 等と連携を図り、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めることが必要です。

|  |
| --- |
| **2　男女がともに社会をつくる体制づくり** |

男女共同参画社会づくりに対する取組としては、子育て世代の社会活動を支援するため、子育て支援事業として、これまで次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画を推進してきましたが、男女共同参画社会基本法の実施法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことから、安堵町でも女性の採用や育成、登用等に関する取り組みを今までの次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に加える形で、新たな特定事業主行動計画を平成28年4月1日からスタートしました。

今後もそれらの事業を充実させるとともに、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に向けて、啓発活動を進め、男女共に安全・安心して生活できる環境づくりをすすめていくことが必要です。

|  |
| --- |
| **3　さまざまな場での人権教育の充実** |

国（法務省）及び「全国人権擁護委員連合会」は、国連の「世界人権宣言」※の理念の下に、毎年「人権デー」を最終日とする１週間を「人権週間」（１２月４日～１０日）と定めています。

安堵町においては、人権問題の正しい理解と認識を培い、人権意識の高揚を図るため、差別をなくす強調月間事業や毎月11 日の「人権を確かめあう日」を中心とした啓発活動を進めるとともに、就学前教育、学校教育、社会教育において人権教育を推進しています。

また、「安堵町部落差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」に基づき、また、「人権教育のための国連10年安堵町行動計画」を継承し、今後も差別を許さない世論の形成と人権擁護の社会的環境を醸成し、差別のない明るい地域社会の実現を目指した取り組みを進めています。

今後も国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、奈良県が示した「人権教育推進プラン」（学校教育編・社会教育編）や「奈良県人権施策に関する基本計画」をもとに、一人ひとりの人権と個性が尊重される地域社会を目指して、関係機関・団体との密接な連携のもと、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた施策を積極的に推進していく必要があります。

※「世界人権宣言」：基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和２３年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年（平成29年）で採択69周年を迎えます。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり | |
| 同和問題、女性、子供、高齢者、障害のある人等に関わる人権問題などを重点課題として、基本理念を尊重し、一人ひとりが人権を自分自身の問題として捉え、人権意識の高揚に努めます。 | 人権同和対策課 |
| 2. 男女がともに社会をつくる体制づくり | |
| 子育て世代女性の社会活動を支援するために、子育て支援事業を充実させるとともに、男女共同参画社会に向けて啓発活動を進めます。  男女共同参画社会の実現には、男女ともに仕事と生活の調和が必要です。第３次奈良県男女共同参画計画及び安堵町特定事業主行動計画に基づき、男女共同参画の社会の実現を目指します。  また、安全・安心できる環境づくりの一つとして、ＤＶ等の暴力への相談対応を充実させていきます。 | 総務課 |
| 3. さまざまな場での人権教育の充実 |  |
| 外国人と日本人が民族や文化の違いを超えて、ともに生きる社会の実現を目指した「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」の趣旨をふまえ、偏見や差別のない真の国際化に向けて取り組みます。  　そのために、学校における人権教育をより実践的なものへと発展させ、人権教育をあらゆる領域の中核に位置付けます。  　すべての教職員は、自ら率先して差別の現実を学び、人権に対する認識・態度・実践力を高め、継続的で計画的な研修に取り組みます。  その研修を行う中で、人権教育の充実を図るために、P－D－C－A（計画―実施―評価―改善）の4サイクル意識の定着を図ります。  また、すべての児童生徒が、人権を擁護しながら実践する態度を身に付けられる学校教育の充実に努めます。  地域社会においては、人権関係機関との連携・支援を強化し、確かな人権意識の定着に努めます。 | 教育委員会 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆安堵町人権・同和問題啓発活動推進事業 | 町民一人ひとりが日々の暮らしの中で、人権を自分の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていけるような豊かな人権文化を築けるように取り組む。 |
| ◆男女共同参画社会支援事業 | 男女共同を基本とする社会づくり・啓発活動などを通じて、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）社会環境づくりの展開の支援を行う。 |

第2章 やさしさ

すこやかで 笑顔のある まちを創る

生涯元気で暮らせるよう、

保健・医療の充実を図るとともに、

高齢者や障害者、あるいは社会的な支援を必要とする人達を

地域全体で支え、町民一人ひとりが、生きがいと幸せ感を持ち、

安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、住民みんなで、次世代を担う子供を安心して産めて、

かつ育てる環境づくりに努めます。

第1節　健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本理念に、乳幼児から高齢者まで住民誰もすこやかで心豊かに生活できるまちづくりに向け、平成24年度に評価・見直し、策定した「第２期すこやか安堵21（計画）」に基づき、健康増進・疾病予防等に努め、さらに健康づくりを推進します。

**【重点目標】**

１．生涯すこやかに暮らせるまちづくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　生涯すこやかに暮らせるまちづくり** |

健康日本21計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、新たな社会環境に関する課題にも着目し、平成24年度に「第1期すこやか安堵21計画」の最終評価の結果を基に安堵町の地域特性を生かした健康づくり計画「第2期すこやか安堵21計画、安堵町食育推進計画」を策定しました。

「みんなが生涯すこやかに生活し、安堵するまち」を目指し、生活習慣を整え自分にあった健康づくり「すこやか」、持ち味を生きがいにつなげる「生きがい」、人と人、組織と組織のつながりを持つ「安堵（つながり）」という３つのビジョンを掲げています。本ビジョンに基づき、8つの分野と安堵町食育推進計画の目標に向かい具体的な事業を実施しています。

8つの分野と食育：（1）栄養・食生活、食育　（2）身体活動・運動　（3）休養・こころの健康　（4）歯の健康　（5）たばこ　（6）アルコール　（7）生活習慣病　（8）健康づくりに向けた社会環境の整備

分野ごとの具体的な取り組みは、健康づくりに関わる行政機関と住民代表のネットあんど協働たいとのワーキンググループが主となり推進しています。

母子保健では安堵町母子保健計画は「安堵町子供・子育て支援事業計画」と統合し、母子保健・児童福祉の連携をより深めていく体制づくりとなりました。要保護児童対策地域協議会を設立し、児童虐待対応、予防、啓発活動、また要支援家庭への対応が組織化されてきました。子供や子育て家庭を見守るネットワークを更に強化し拡充させることが「子供が健やかに生まれ育つ安堵するまち」の充実につながります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 生涯すこやかに暮らせるまちづくり | |
| 引き続き、第2期すこやか安堵21計画の柱である「すこやか」・「生きがい」・「つながり」の３つのビジョンに基づき、8つの分野と安堵町食育推進計画の目標に向かいワーキンググループを中心に、住民・団体・行政の持ち味を出し合い、協働し、推進していきます。そして平成29年度の中間評価、平成34年度の最終評価では、本計画の達成状況等を評価していきます。  「安堵町子供・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。また要保護児童対策協議会の活動の充実を図り、児童虐待の予防・早期発見・早期対応・啓発活動をさらに充実させます。  特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導を通じて、慢性腎臓病・心疾患予防に着目した支援を進めます。 | 健康福祉課  住民課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆健康診査 | 特定健康診査の対象とならない者（40歳以上の生活保護受給者など）に対して、メタボリックシンドローム・慢性腎臓病予防対策を取り入れた健康診査を実施する。 |
| ◆がん検診 | 若年層と男性の受診率向上を重点に置き、休日検診を実施し、定期的に検診を受診する人の増加をめざすことで、がんの早期発見・早期治療につながるよう主体的な健康づくりへの意識の向上をめざす。  平成27年度より前立腺がん検診を実施している。 |
| ◆Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診 | 肝疾患の重症化予防を目的に実施している。節目の年齢の方には無料検診を実施し、未受診者の解消を図る。 |
| ◆健康教育  （集団・個別） | （集団） 同じ病態を共有する者に対する集団的な支援を通じて、参加者同士の交流の場、互いに高めあえる集団支援の特性を活かし、より積極的・主体的な健康づくりに向け、取り組めるよう支援する。管理栄養士や歯科衛生士、地域の各種団体、ボランティア等と連携を図り、推進していく。  （個別） 疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握しながら、継続的に支援することにより、生活習慣病の改善、生活習慣病の予防につなげる。 |
| ◆健康相談 | 心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な助言・支援を行う。  福祉保健センター、役場ロビー、各地区公民館などにて実施。 |
| ◆訪問指導（成人） | 各種健（検）診での精密検査者、要指導者の訪問、生活習慣病の予防に関する支援など、保健指導が必要な方及びその家族などに対し、生活の場である家庭に訪問し、より具体的な保健指導を実施する。 |
| ◆妊婦健康診査  （妊娠期への支援） | 一般不妊治療費助成金交付事業を平成２８年度から実施。  未受診妊婦の受診勧奨、妊娠期からの子育て支援の充実を図る。またファミリークラスを休日に実施し、子育てについての具体的な方法やイメージを父母ともに持つことができるよう支援する。 |
| ◆乳幼児健康診査・健康相談 | 疾病の早期発見、成長発達の支援はもとより、子育て中の悩みや不安の解消、親子の交流、子育て仲間の交流など支え合う仲間づくりを支援していく。保育園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会と連携し、成長発達のフォロー体制を強化する。  また心身の発達に心配のあるお子さんには、専門の先生の相談事業を実施し、関係機関との連携を図り、親子にとってよりよい支援体制をつくる。 |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆子育て教室 | 親子の交流、子育て仲間との交流など、つながりある子育てができるよう教室を実施する。また、困りごととして多い「離乳食等の子供の食事」や「伝えるしつけ・見守るしつけ」と、楽しい子育てにつながる子育て教室を行う。 |
| ◆幼児期から学童期への健康づくり | 幼稚園、保育園、小学校、中学校、教育委員会との連携を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎となるようさまざまな事業を展開していく。「食（食育）」「歯科」「たばこ」「思春期」「からだや心の成長」などをテーマに各年齢に応じた健康教育を実施していく。 |
| ◆訪問指導（母子） | 妊産婦、新生児・乳児家庭を全戸訪問している。また、健診・相談の未受診者に対して発達・育児フォローを行い、虐待予防の視点も含めて、訪問による個別の支援を行う。 |
| ◆児童虐待予防 | 児童虐待未然防止のため、啓発活動の推進では、見守り・子育て・子供たち世代でオレンジリボンキャンペーンの活動を行い、虐待防止の意識を高める。  母子保健活動との連携を強化し、ハイリスク妊婦・要保護児童をスクリーニングし、育児の孤立化防止のため、虐待予防を目的とした子育て支援の充実を図り実施する。 |
| ◆地区組織活動支援 | 健康や福祉に関する各団体、ボランティアの活動の特色を活かし、団体間のつながりを含め地域づくりの輪を広める事ができるよう支援する。 |

第2節　高齢者福祉

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、保健福祉サービス及び介護保険対象サービスの充実、地域包括ケア体制の整備、活力ある高齢社会の実現及び安心して暮らせる生活環境の整備に取り組みます。

**【重点目標】**

１．地域で支える高齢者福祉

２．高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　地域で支える高齢者福祉** |

安堵町では、「みんなが生涯すこやかに生活し安堵するまち」を目標として、「安堵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、それに沿った施策を推進しています。また、介護保険制度がスタートし、平成28年3月現在には約400人が要介護認定を受けており、そのうち約250人が居宅サービスを、約80人が施設サービスを利用しています。

団塊の世代が７５歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実化が重要となっています。また、介護保険制度改正も踏まえて、介護サービス事業所によるサービスの充実とともに、住民一人ひとりが介護を自分自身の問題として捉え、地域住民の協力により地域福祉の推進、福祉を通した地域づくりを進めることも重要な課題となっています。

本町において、地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアを支える中核機関としての機能を担い、住民の相談やサービス利用時のニーズに適切に対応できる拠点となっています。

また、安堵町社会福祉協議会においても、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進し、さらなる充実に向けて重要になる関係機関との連携を図っています。

施設サービスについては、広域施設として老人総合福祉施設「あくなみ苑」が設置されているほか、介護老人保健施設が町内に、介護療養型医療施設が本町と隣接した大和郡山市に設置されています。新たに、特別養護老人ホームが開設される予定です。地域密着型サービスの一つとして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が平成２４年に開設されました。介護保険計画に基づき、増床する予定です。

福祉保健センターは、保健及び高齢者福祉に関する事業推進の場であると共に、地域高齢者のいきがい活動、文化活動など住民の交流の場として利用されています。また、高齢者が住み慣れた地域でいきがいを持って元気に過ごせるよう、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりとしての地域サロンはお互い気にかけ合う地域づくりの拠点として、今後も推進していくことが必要です。

|  |
| --- |
| **2　高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり** |

介護状態の原因となる脳血管疾患や､転倒などによる骨折、認知症などの予防を重点に、健康の保持、疾患の早期発見、継続的治療の必要性、転倒しない身体づくり、脳の活性化など、「自分の健康は自分でつくる」という意識の向上を図っています。その後、積極的に歩く方がみられるようになったり、活動の中に健康づくり、健康ウォーキングを取り入れ老人クラブ等を中心に徐々に意識は高まりつつあります。

今後もこうした高齢者の健康づくりへの気運をさらに高め、健康で長生きできる社会づくりに努める必要があります。

一方、安堵町安寿会連合会や社会福祉協議会等各関係機関では、それぞれが連携を図りながら、文化活動やスポーツ活動を行い、高齢者の健康といきがいづくりの支援協力を行っています。

特に、安堵町安寿会連合会では「めくばり、きくばり、愛の一言運動」等に取り組むとともに、1円玉募金活動（相互支援）、保育園児との餅つき大会、小学校児童との昔の伝統的な遊びを通じた世代間の交流等を実施しています。また、小学校児童の登下校時の安全、見守り活動の実施をしています。花いっぱい運動や清掃活動では、町内の施設等への花の植えつけや水やり等の美化運動、社会奉仕事業として町内の空カン拾い等の清掃活動を行っています。これらの活動によって、高齢者が友愛活動の輪を広げて、地域の一員として社会参加できるよう、積極的に協力支援しています。

また、健康づくりやいきがいづくりにつなげていくうえで、今までの高齢者がもつ知識、経験を活かして、ボランティア活動などの地域活動を行うことが必要です。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 地域で支える高齢者福祉 | |
| 「安堵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に沿った施策を推進し、介護保険制度の円滑な運営を図ります。  介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施し、利用者の状態や、意向に応じて予防給付及び新たな総合的多様なサービス利用を推進します。  地域包括支援センターの機能強化により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、高齢者介護に関する地域の相談窓口としてより一層機能を強化し、関係各所と連携を図ります。  社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの提供体制を整備し、関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人々を支える取組を推進します。また、地域の自主・自立性を尊重しながら、高度で多様なニーズに対応するため、ボランティア、NPO等の多様な支援の担い手の育成を支援します。さらに、地域の方々が活躍する場を広げることを図ります。 | 健康福祉課 |
| 2. 高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり | |
| 「高齢者の健康づくり活動（踊り、民謡）、健康ウォーキング、地域サロン活動を支援し、いきがいをもって健康で長生きできる社会づくりのための取り組みを推進します。  高齢者のいきがいづくりの支援協力を行い、菊花展、教養講演会、健康料理講演会、各種予防講座等、積極的な参加を幅広く推進します。  世代を越えた交流を推進し、昔の伝統的な遊びを通じた小学校児童との対話、高齢者が地域の一員として社会参加できるよう、社会福祉協議会と進携して積極的に協力支援を行います。また、高齢者がもつ知識、経験を生かした伝承活動、奉仕、親切美化運動、交通安全対策運動等ボランティア活動などの地域活動を推進します。 | 健康福祉課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆配食サービス事業 | ひとり暮らしの高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供して、高齢者の安否の確認も行い、緊急時には適正な対応を図る。 |
| ◆介護用品等支給事業 | 寝たきりで常時失禁状態にある高齢者に紙おむつを支給して、介護家族の経済的負担の軽減を図る。 |
| ◆一般介護予防事業 | 高齢者の方が在宅において自立した生活を送ることができるように予防する。 |
| ◆介護予防・生活支援サービス事業 | 制度改正により、各市町村が地域の実情に応じて多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることをめざす。近隣市町村との協力関係を構築しつつ安堵町独自の地域性（特色）をも活かした取り組みを図る。 |

第3節　障害者福祉

障害者計画及び障害福祉計画のもと、障害のある方々が地域で安心して暮らし、社会的に自立し積極的に社会参加できるよう、さらなる総合的障害者施策を推進します。

**【重点目標】**

１．障害のある人(児童)をともに支えるまちづくり

２．障害があっても自立・社会参加を推進する環境づくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　障害のある人(児童)をともに支えるまちづくり** |

障害のある人もない人も共に暮らせる社会の構築の理念のもと、すべての人々が地域でともに生活するためには、障害のある人に対する正しい理解を深めることが必要です。

本町では「みんながふれあい共に暮らし安堵するまち」を基本目標とした、「障害者計画」及び「障害福祉計画」を策定しており、計画の理念として、「障害者に対する理解の推進」「自立した生活への支援とバリアフリーの促進」「障害者にやさしいまちづくり」の３点を掲げ、この理念に則した施策を計画的に展開しています。今後は、障害者に対する正しい理解と認識が得られるよう、より一層啓発活動に努めるとともに、障害のある人（児童）や高齢者の方などすべての人にやさしいまちづくりを目指していくため、情報交換・共有を基盤とするネットワークの構築や、地域のみんなで協力し、支え合える関係を築いていける体制づくりが必要です。

また、本町では乳幼児健診を充実させ、障害の早期発見と早期療育に努めています。心身の発達等について、必要な幼児に対しては、専門家への相談を勧めたり、遊びを通して身体の発育、情緒の安定など、調和的な発達に資することを目的に療育教室を実施しています。

障害福祉サービスについては、西和７町障害者等支援協議会を中心に、近隣町、事業者との連携を通じて、障害者が住み慣れた地域社会で安心して生活し、社会参加や自立を促進していくことができるよう、多様な福祉サービスが提供できる体系を構築し実施しています。

身体・知的障害のある人や精神障害のある人、また障害者の家族等のため相談員を設置し、相談に応じて必要な助言や指導を行っています。

|  |
| --- |
| **2　障害があっても自立・社会参加を推進する環境づくり** |

障害のある人（児童）の心身の発達と社会参加を促進するため、各種の文化行事への参加を呼びかけており、「いきがいのある健康で、みんながふれあい共に暮らし安堵するまち」の推進に向けて、社会福祉協議会に登録している関係団体や協力団体と連携して活動をしています。今後も地域福祉活動面について、さらに幅広い協力体制をとることが求められています。

また、障害のある人が自立し、いきがいを感じるためにも、障害のある人のもつ能力を生かせるよう、就労支援について、就労支援事業所等、県・近隣町と連携して実施していくことが必要です。

また、学校においては障害者に対する理解を深めるため、交流による福祉教育の機会の充実が重要となります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 障害のある人(児童)をともに支えるまちづくり | |
| 障害のある人もない人もともに暮らせる社会構築の理念を普及するため、身近な暮らしの場である地域や家庭において、福祉意識を高め、行動できるような人を育てる福祉教育の取り組みに努めます。  今後も、療育教室を継続して開催し、発達に心配のある幼児及びその保護者に対して、身近な相談の場の確保に努めます。  利用者の意思を尊重し、自立と安心を支えるサービスが提供できるよう、西和７町障害者等支援協議会を中心としたネットワークづくりに努め、施設整備や人材育成等、障害者サービスの基盤整備を推進していきます。  障害のある人（児童）及びその家庭への支援のため、障害福祉制度や各種サービスについて、ホームページや広報誌を通じ周知を図ります。  難病患者の生活の質を高めるため、本人やその家族の方々が安心してより良い生活を送ることができるよう、居宅生活支援充実に努めると共に、近隣自治体や関係機関との連携を図ります。  西和７町指定障害者相談支援センター「ななつぼし」及び「ぽると・ベル」を拠点として、障害のある人（児童）や家族の方が気軽に何でも相談できる環境を整備し、相談支援事業の機能強化に努めます。 | 健康福祉課 |
| 2. **障害があっても自立・社会参加を推進する環境づくり** | |
| 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体相互の連携や活性化を支援し、ボランティア活動の推進及びネットワーク化を図ります。  障害者の働く場の充実のため、西和７町による広域的な取り組みを行い、障害の種別を越えた福祉的就労の場の確保や、定員枠の拡充に努めます。  町内の小・中学校と特別支援学校の交流を図り、同じ地域に住む、同世代の子供たちの仲間づくりに取り組みます。  また、保育所・小・中学校において、地域団体等の協力を得ながら、福祉教育の推進を図ります。 | 健康福祉課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付事業 | 各種の福祉援助を受ける際に必要となるため、対象者に手帳を交付する。 |

◇自立支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆障害福祉サービス | 日常生活に必要な支援を受ける際に支給される介護給付（居宅介護、生活介護、短期入所など）、自立した生活に必要な知識、技術を身に付ける際に支給される訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）を提供する。 |
| ◆自立支援医療  （更正医療・育成医療・精神通院医療） | 更正医療…身体の障害を取り除いたり、軽くしたりするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する。  育成医療…障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の一部を公費で負担する。  精神通院医療…通院による精神疾患の治療を積極的に進めるため、医療費の一部を公費で負担する。 |
| ◆補装具の交付・修理 | 身体の失われた部位や障害のある部位を補って、日常生活や就業生活をしやすくするために必要な用具の交付または修理にかかる費用を支給する。 |

◇地域生活支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆相談支援事業 | 身体・知的・精神に障害がある方及びその家族の方のさまざまな相談に専門の知識を有する相談員が応じ、必要な情報の提供や助言を行う。 |
| ◆意思疎通支援事業 | 聴覚、言語障害、音声機能障害などの意思疎通に支障がある人のために、手話通訳を行う者の派遣を行う。 |
| ◆日常生活用具の給付 | 在宅で生活する重度障害者（児童）に対し、日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じて日常生活用具を給付する。 |
| ◆移動支援事業 | 屋外の移動が困難な障害のある人を対象として、外出の際の移動にかかる支援を行う。 |
| ◆日中一時支援事業 | 家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害者の日中における活動の場を確保し、見守りなど支援を行う。 |

第4節　児童福祉

少子化の流れを変え、安心で安全な子育てができる環境を構築するために子育て支援体制の充実を図ります。また、子育てを地域ぐるみで支援する体制づくりを推進し、子供が尊重され、子育てが大切にされる社会・まちづくりを推進します。

**【重点目標】**

1．安心して保育ができる環境づくり

2．地域で育児を支える体制づくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　安心して保育ができる環境づくり** |

町内には保育園が１か所あります。生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期にその大半を過ごすことになる保育園は、より一層その役割が重要になり、それに伴って保育士の確保や、ニーズの多い０～２歳児の定員枠の増加、保育時間の延長を図るなど、保育サービスの充実に努めています。また体育・音楽・英語の専任講師を招いて特色ある教育に触れさせ、五感や国際感覚に馴染ませる保育に繋げています。保育士の言動が子供に与える影響は大きく、そのため研修や自己研鑽により、保育士の人間性及び資質の向上を図っていきます。

|  |
| --- |
| **2　地域で育児を支える体制づくり** |

福祉保健センターでは母子保健事業に子育て支援の視点を盛り込み、親子のコミュニケーションや地域の人との交流を促しながら事業を展開してきました。自主的なサークルも発足し、子育て中の保護者同士で交流し、支え合う状況は見られますが、世代を超えた交流には発展しにくい状況です。

子育てを終えた世代、これから親になる世代等にも子育て世代を見守り、声を掛け合えることのできる地域づくりが必要です。そのためには、子育てボランティアの継続、発展が必要です。そこで平成28年度に、「ボランティアきっかけ講座」を実施し、ボランティアの育成・確保、活動の拡充を図りました。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 安心して保育ができる環境づくり | |
| 心身の健全な発達を目的に健やかに育つ環境を整えるため、保育機能の充実を図るとともに保育士の確保に努め待機児童の解消に努めます。  保育時間の前後の延長等可能な限りの対応とともに、今後は保育の内容充実に向けて方策を検討します。  ひとり親家庭等医療費助成（母子家庭と父子家庭とその児童）に対する医療費助成の制度を周知し、助成をしていきます。仕事と子育ての両立を支援するため、保育体制を充実させて柔軟な対応に努めるとともに、妊婦及び若い夫婦を対象にファミリー教室で出産までの支援を行い、相談体制の強化や自主団体を活用していく方策を検討します。 | 住民課 |
| 2. 地域で育児を支える体制づくり | |
| 自主的な子育てサークルを支援するとともに、母子保健事業を通し、人や地域とつながり、仲間づくりが広がるよう、事業の充実を図っていきます。  子育てボランティアの活動がさらに充実し、拡充するよう支援します。  また世代間交流を通し、地域のつながりを広めていけるような機会を検討します。 | 健康福祉課  住民課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆児童扶養手当受付事務事業 | 児童扶養手当認定請求にかかる相談・請求受付処理をしている。 |
| ◆放課後児童健全育成事業（学童保育） | 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後に保育室を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。 |
| ◆子育て広場事業 | 保護者と子供が気軽に集い、交流し合える場の提供をする。 |
| ◆一時預かり事業 | 生後7ヶ月から小学校就学前までの、子供の保護者が労働または疾病・冠婚葬祭、育児疲れの解消等の事由により緊急・一時的に子供を預かる。 |

第5節　地域福祉

住民一人ひとりがいきがいと幸せ感を持ち、すべての人にやさしい、ふれあいのあるまちづくりを推進し、利用者の立場に立った地域福祉体制の確立を目指します。

**【重点目標】**

１．自助・共助・公助による福祉のまちづくり

２．福祉をささえるマンパワーの育成

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　自助・互助・共助・公助による福祉のまちづくり** |

誰もが安全で快適に、また安心して生活できるまちづくりのために、日常生活の中で存在するあらゆる障壁をなくすとともに、災害に強い福祉体制の整備が求められます。

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、地域のコミュニティ活動が低下する傾向があり、地域のつながり・地域に対する関心が希薄になっているのが現状です。町民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築き、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。

低所得者福祉については、中和福祉事務所・社会福祉協議会と密に連携し、生活保護に該当しないボーダーライン付近に位置する困窮世帯も範囲に入れた訪問活動を行い、低所得者に至った原因と実態を的確に把握し、必要に応じて、福祉法に基づき指導しています。無職の人に対しては、職業安定所と協力して職業の斡旋、就業機会の提供に努め、自立を促進しています。今後も管内、中和福祉事務所と連絡を密にし、困窮世帯に対する援護体制を充実していくとともに、職業安定所と協力して、職業の斡旋、就業機会の提供に努め、就労を促進することが必要です。

|  |
| --- |
| **2　福祉をささえるマンパワーの育成** |

安堵町において、住民が安心して生活ができるように、何らかの支援を必要とする住民への見守り・声かけ・手助け等の地域での支え合い活動の取り組み地域で気にかけ合い、支え合うしくみづくりの体制構築、要介護状態、要支援状態となることを予防する介護予防の普及、啓発の推進が必要です。地域包括支援センターは、介護予防を含む地域の福祉力の向上と地域における包括的な支援を実現する役割を地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、地域包括ケアシステム構築において中核的役割を果たす機関として、高齢者の生活を支える総合相談窓口として地域福祉の推進に努めています。

安堵町社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的に福祉サービス・各種ボランティア団体・人材発掘・育成に取り組んでいますが、ますます進展する少子・高齢化においては、住民の自主的な地域参加を促し、地域福祉を支える担い手を育成し、魅力ある町づくりに取り組む必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 自助・互助・共助・公助による福祉のまちづくり | |
| 公共施設等のバリアフリー化などは随時推進されており、今後は、日常での住民の関わり合いや相互共助等を推進し、あらゆる世代の住民地域参加の仕組みを構築するよう努めます。  地域福祉を進めるには、地域みんなで支え合うしくみづくりを構築することが求められています。  誰もが住み慣れた地域で自立し、安心した生活が営めるために、町、消防・警察等の公的機関及び自治会・安寿会・民生委員等の各種団体が連携・協働し、お互いが支え合えるネットワークを構築します。  中和福祉事務所と連携し、相談・指導などを通じて、困窮世帯に対する援護体制を充実するとともに、自立を促進します。 | 健康福祉課  住民課 |
| 2. 福祉をささえるマンパワーの育成 | |
| 住民が住み慣れた地域で継続的に自立して生活できるよう地域包括支援センターが社会福祉協議会と協働し、地域の人々と良好な関係を築き、相談・支援すべき体制を整え、地域ケア体制の整備地域包括ケアシステムの構築を推進します。  一人ひとりに最適な支援が届くよう、地域住民が集い各地域において住民交流活動の拠点となる居場所づくりを推進し、ふれあいを通していきがいづくり・仲間づくりの輪を広げ地域福祉活動をさらに強化します。 | 健康福祉課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆困窮世帯に対する援護 | 中和福祉事務所と連携し、困窮世帯に対する相談・指導を行い、自立促進のために取り組んでいる。 |
| ◆介護予防教室 | 町内の65歳以上の高齢者を対象に運動器の機能向上、口腔機能の向上等を行い、心身ともに自立した日常生活を送れるように支援する。 |
| ◆子育て支援事業（療育教室） | 成長に不安のある5歳児以下の子とその保護者を対象に実施 |
| ◆小地域活動支援事業（ふれあいいきいきサロン） | 地域住民の交流により福祉の意識向上を図る。 |
| ◆手話奉仕員養成講座 | 入門から基礎課程の講座を実施する。 |
| ◆地域づくりによる介護予防 | 介護予防の推進を念頭に自分の体は自分で守る元気な体づくりと共に、住民主体によるつどいの場、元気高齢者のいきがいと、地域で支え合う仕組みづくりを目指します。 |

第6節　国民健康保険・国民年金

すべての住民が健康で元気に不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険事業、国民年金事業の健全な運営に努めます。

**【重点目標】**

１．国民健康保険の健全な運営

２．国民年金制度の円滑な運営

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　国民健康保険の健全な運営** |

国民健康保険制度は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う医療保険制度です。誰もが安心して医療を受けられるための国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。しかし、高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増大、経済情勢の低迷による低所得者層の増加、相互扶助・共助の意識の希薄化による国民健康保険税収納率の低下等により、国民健康保険の財政は非常に厳しい運営が続いています。

この計画当初（平成24年度）との比較では、加入世帯数（年度平均）で平成24年度の1,302世帯に対し、平成27年度は1,348世帯となっています。被保険者数（年度平均）は平成24年度の2,276人に対し、平成27年度は2,249人となっています。国保世帯数は46世帯増加していますが、加入者は27人減少しています。単身世帯等、世帯構成の少ない世帯が増加していることがわかります。

一世帯あたりの国民健康保険税調定額は、平成24年度の約140,000円に対し、平成27年度134,000円となっています。調定額は、大きく減少しており、被保険者の経済状況は厳しく、国民健康保険税収に影響していることがわかります。

医療費（保険給付費）については、平成24年度と平成27年度を比較すると、約4,000万円増加しています。医療費は、今後も増加が見込まれます。

国民健康保険税の収納状況（現年度）は、平成24年度収納率が89.1%に対し、平成27年度収納率は92.1％となっています。収納率は向上していますが、さらに向上するよう、税徴収の強化に取り組む必要があります。

このような状況の中、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、医療費適正化に向けた取組に加え、国民健康保険税収の確実な確保に取り組む必要があります。

一方、国は持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度に都道府県が国民健康保険の財政運営主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととしています。今後、制度改正の動向に注視しながら、国民健康保険の運営が安定した運営となるよう、適切に対応していく必要があります。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」「安堵町国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づいて、40歳以上の被保険者に対して、慢性腎臓病や心疾患予防対策に重点をおき特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。特定健康診査の受診率は、平成26年度34.7％、平成27年度38.7％と徐々に増えていますが、若い層の受診者の伸び悩みが見られます。特定保健指導については、実施率が平成26年度52.6％、平成27年度29.1％となっています。対象者の中には、経年的に該当になる方が多く、また、特定保健指導を受けて一度改善しても、再度該当になるなど、改善した生活習慣を維持する難しさがあります。

特定保健指導該当者以外にも、腎臓機能、尿酸、糖尿病コントロール不良者などが増加傾向であり、今後ますます個別の対応が必要と予測されます。

|  |
| --- |
| **2　国民年金制度の円滑な運営** |

少子高齢化社会の到来にともない、中高齢者の自立意識の高まりと社会保障制度等に対する要請がますます多様化し、とりわけ老後の生活の支えとなる年金制度の果たす役割はますます重要となっています。

国民年金制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律（地方分権一括法）の施行にともない、国民年金の届出受付事務の一部が法定受託事務になり、国民年金事務が変更されています。そのため、今後も各種届出書の受理などの事務を法定受託事務として円滑に行い、制度運営を図っていくことが大切です。

また、若年齢・高年齢者にいまだ年金制度への無理解・無関心者が多いことから、啓発にも力を入れ、無年金者の防止に向けて制度の周知に努めています。今後も、継続して広報・パンフレットなどを活用し、住民一人ひとりの年金制度への理解を高めていくことが必要です。

一方、被保険者の国民健康保険への加入・喪失及び住民票の転入・転出等にともなう国民年金への資格取得・喪失の手続き洩れをなくすように努めています。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 国民健康保険の健全な運営 | |
| 本町の国民健康保険特別会計は、医療費の増加に見合う歳入が確保できず、赤字決算が続くなど、厳しい財政状況にあります。国民健康保険財政が健全となるよう、歳入の確保・歳出の抑制の両面で取組を強化する必要があります。  歳入については、国民健康保険税収の確保のため、税務課の徴収対策室と連携し、滞納者の預金・資産・生活実態などの調査を行い、厳格に滞納処分を実施していきます。  歳出については、年々増加する医療費の状況や医療機関の適正受診等を、被保険者への通知や広報誌等で周知し、医療費の抑制につなげていきます。  また、医療費が高額となる腎不全や心疾患の重症化対策として、特定健康診査受診率向上のための受けやすい特定健康診査の体制づくりと疾病予防のための生活習慣の定着に向けた健康づくり支援を実施します。  受けやすい特定健康診査の体制づくりとして、平成２５年度からは、がん検診との同時実施、平成28年度からは日曜日に受診日程を設ける等、利便性を高めました。さらに個別通知や啓発ポスターなどで特定健康診査の実施を周知していくとともに、受診率の低い若年層には、電話や訪問など個別での受診勧奨につとめていきます。  また、特定健康診査を受診せず、人間ドックを受診している方には、平成２８年度より費用の一部助成を実施しています。助成対象者には、受診結果を提出いただくとともに、特定保健指導への協力を依頼しています。  受診者の健康づくり支援としては、健診当日の空き時間を利用して、経年受診の必要性、健診結果を健康づくりに活かす方法などの健康教育等を行い、さらに特定保健指導対象者や健診結果より腎機能低下など生活改善が必要な方には、訪問指導で個別に生活改善の動機付け支援を行っています。  特定保健指導及び健康づくりの教室では、KDBシステム（国保データシステム）のデータなどを分析し、PDCAサイクルを回し、より対象者に合った教室内容を検討していきます。（P－D－C－A〈計画―実施―評価―改善〉）  安堵町国民健康保険特定健康診査等実施計画は、5年を一期として実施計画を定めるもので、平成３０年度以降の三期目となる5年間の計画を、二期目の実施状況をデータ分析し策定します。 | 健康福祉課  住民課 |
| 2. 国民年金制度の円滑な運営 | |
| 今後も各種届出書の受理など、法定受託事務の円滑な実施に努め、国民年金制度の運営を図ります。  住民一人ひとりの年金制度への理解を高めるため、広報・パンフレットなどを活用して広報活動を行い、制度を周知します。  国民健康保険係や住民係と国民年金係で連携をとリ、被保険者の国民健康保険における加入・喪失及び住民票の転入・転出等に伴う国民年金への資格取得・喪失の手続きが適正に行われるように努めます。 | 住民課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆国民健康保険健全化事業 | 国民健康保険の健全な運営のため、収納率の向上や財源確保に努める。  滞納者を増やさないために、その要因や問題点等を分析するとともに、税務課の徴収対策室と連携し、滞納者の預金・資産などの調査を行い、厳格に滞納処分を実施する。 |
| ◆医療費適正化特別対策事業 | 国民健康保険者の健康に対する認識を深め、疾病を未然に防止し、国民健康保険の健全な運営を目的に、医療費通知を行う。 |
| ◆特定健康診査等事業 | 40歳以上の方を対象に特定健康診査を実施し、生活習慣病の重症化につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を減少させるため、特定保健指導でその対象者の予防・改善に向けての生活改善の指導を行う。  また、健診結果を基に、透析等につながる慢性腎臓病や糖尿病等の生活改善指導、治療中の方には治療効果を上げるための保健指導に努める。 |
| ◆国民年金事務 | 20歳到達時や会社の退職による国民年金への加入や、転入・転出・保険料の免除申請等の届出の受付・進達処理をする。  年金請求の受付・進達処理をする。 |

第3章 心地よさ

美しく　住みやすさのある まちを創る

落ち着きとのどやかな環境に恵まれた本町の特性を活かし、

潤いがあり、快適な生活の舞台づくりを進めます。

また、生活の舞台としての基本的な条件である交通、上・下水道等の生活インフラ

および商業施設の基盤条件を整備するとともに、

消防や地震等の災害対策が整った安全に暮らせる

まちづくりを推進します。

第1節　土地利用

歴史的環境に包まれた田園風景を有するとともに、西名阪スマートインターチェンジを活用した産業を振興し、自然と住民にやさしく、また活力を創造する土地の使い方について、住民とともに適正利用を図っていきます。

**【重点目標】**

１．歴史的資産を活かす土地利用

２．自然環境にやさしい土地利用

２．自然環境にやさしい土地利用

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　歴史的資産を活かす土地利用** |

本町の土地利用については、「豊かな田園風景に囲まれた心と文化が交流するまち」の将来像をもとに「安堵町都市計画マスタープラン」に沿って進められています。しかし、土地利用の推進については、行政面だけでなく、地域住民の協力がなければ計画の実現は困難であるため、今後も住民の協力が得られるよう、努力していく必要があります。

また、地域住民の協力を得ながら歴史的資産を活かしたまちなみを維持するとともに、役場などの公共施設の並ぶ中心地などにおいては、周辺環境や景観との調和を図りながら、地域の特色を活かした土地利用に努めることが重要です。

|  |
| --- |
| **2　自然環境にやさしい土地利用** |

居住環境整備のためには一定程度の開発は必要ですが、緑豊かな地域を守り次世代に継承していくためには、事前の環境影響評価を実施し、生態系や景観への配慮、自然環境の活用を重視する必要があります。安堵町の豊かな自然景観を次世代に引き継ぐため、保全に努め、自然の仕組みに沿った土地利用を進めることが課題です。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 歴史的資産を活かす土地利用 | |
| 都市計画の基本的な方針となる「安堵町都市計画マスタープラン」に基づきつつ、住民の協力を得ながら、引き続き計画的かつ調和のとれた魅力ある土地利用の推進に努めます。  住民の協力を得ながら、歴史的資産を活かした歴史的なまちなみを維持するとともに、中心地などにおいても周辺環境や景観との調和を図りながら、土地利用に努めます。 | 産業建設課 |
| 2. 自然環境にやさしい土地利用 | |
| 豊かな自然を守り、次世代に継承していくため、自然環境に配慮した土地利用を進めます。 | 産業建設課 |

第2節　道路交通

周辺地域と結ぶ広域的な道路・交通網の整備とともに、住民の日常生活の移動手段を確保し、人の往来がしやすく、地域が活性化する交通ネットワークの整備を推進します。

**【重点目標】**

１．地域の内外を結ぶ道路網の整備

２．安全で快適な道路空間の形成

３．住民の移動手段としてのバス交通の充実

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　地域の内外を結ぶ道路網の整備** |

総合的な道路体系の確立については、県道天理斑鳩線の整備は完了しています。都市計画道路の安堵王寺線、大和郡山広陵線については、町内の約2／3が整備完了しており、残りの整備については今後も事業の推進を県に要望するとともに、近隣町と協議し、早期完成に努めることが必要です。また、身近な生活道路整備を行ってきましたが、今後も引き続き道路整備を推進することが重要です。

農道整備については、現状に見合った利便性を考慮し、計画を見直すとともに、地元要望箇所の整理により年次計画を立案し、計画的に事業の推進を図ることが課題となっています。

橋梁整備については、新設予定はありませんが既設橋については、長寿命化計画に基づき、維持管理費の平準化を図っていきます。

|  |
| --- |
| **2　安全で快適な道路空間の形成** |

道路においては、現在、状況に応じて街路灯を設置しています。一方、歩道については、既存の町道への設置が困難であるため、都市計画道路である東西線の整備に合わせて、歩道を設置しています。そのため、今後は、ユニバーサルデザインの視点から主要町道を総点検し、安全でゆとりのある道づくりに取り組むことが大切です。そして、自転車道（奈良市～明日香）の活用方法として、町内の観光の移動手段を自転車と位置付け、それに伴う道路整備とともに案内標識の整備を行います。また、道路改修などの整備については、下水道工事とあわせて路面整備や道路排水の整備を行い、より効率的に安全な道をつくることが必要です。

|  |
| --- |
| **３　住民の移動手段としてのバス交通の充実 ※公共交通の整備・運行により、住民の移動手段を確保し、より使いやすい公共交通に** |

既存路線バスとの調整により、ともに運行本数を減ずることなく、コミュニティバスの法隆寺駅への乗り入れを実現しました。これにより、利用者数もコミュニティバス運行開始時よりも倍以上に増えており、今後は、公共交通の運行を継続し、住民の更なる移動手段の維持・確保に努めます。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 地域の内外を結ぶ道路網の整備 | |
| 都市計画道路の安堵王寺線、大和郡山広陵線については、今後も事業の推進を県に要望するとともに、近隣町と協議し早期完成に努めます。また、身近な生活道路の整備についても引き続き推進します。  農道については、現状に見合った利便性を考慮し、政策の見直しとともに地元要望箇所の整理により年次計画を立案し、計画的に事業の推進を図ります。 | 産業建設課 |
| 2. 安全で快適な道路空間の形成 | |
| ユニバーサルデザインの視点から主要町道を総点検し、安全で空間のある道づくりに取り組みます。  下水道工事とあわせて路面整備や道路排水の整備を行い、より安全な道づくりを推進します。  自転車道としての機能の確保及び案内標識の整備等を進めます。 | 産業建設課  上下水道課 |
| 3. 住民の移動手段としてのバス交通の充実 ※公共交通の整備により、住民の移動手段を確保する。 | |
| 住民の移動手段として継続して運行するために、より利用しやすいようサービスの向上に努めます。  　また、利用状況を鑑み、ダイヤ編成等も検討し、運行の効率化も図ります。 | 総合政策課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆交通対策事業 | 公共交通の整備・運行を推進する。 |
| ◆道路整備事業  （都市計画道路安堵王寺線） | 町における幹線道路であり、町内の２／３が完成しているが、先線について計画を進めるが、困難と判断する場合は、別ルートも検討していく。 |
| ◆県道路整備事業  （都市計画道路大和郡山広陵線） | 未完了部の完成及び全体区間の早期供用を進める。 |
| ◆道路整備事業  （岡崎川右岸線） | スマートインターチェンジの完成に伴う交通渋滞緩和を計るバイパス道路の整備を進める。 |

第3節　情報通信

情報化の推進は、まちづくり活動の活性化、住民サービスの向上、事業運営・行政事務の効率化を図るとともに、人材育成のための情報化教育や災害対策、安否確認、遠隔医療等の高度利用にも繋がることから、より一層の充実を図ります。

**【重点目標】**

1. 情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化** |

平成24年度から住民情報システム等の基幹業務システムを災害等に強いデータセンターを利用するクラウド型システムに移行し、経費の削減・運用管理事務の軽減を実現しました。平成28年1月からマイナンバー制度が開始され、個人情報やマイナンバーの取扱いについて厳重な取扱いと保管が必要となり、住民情報システム等において、データの流出や不正アクセスを防ぐため、ネットワークの強靱化を図るとともに、特定個人情報等の保護に関する管理規程を策定し、責任者と事務取扱担当者を明確にすることで、情報システム面・管理面においてもさらなる強化を図ります。また、緊急時における対応等については、今後、地震や災害に備えて、情報システムだけでなく、様々な業務を災害時にも継続するために総合的な業務継続計画の策定も必要となります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化 | |
| 既設の地域イントラネットに係る機器やシステムを総務省から示された自治体情報システム強靭性向上モデルを満たしたネットワーク構成を構築するともに、より一層のセキュリティ対策を推進し、個人情報等の重要な情報を適正に取扱い、情報の漏えい等の事故を未然に防止することで、住民の大切な情報を守る体制を整えていきます。  また、職員間で情報セキュリティの意識と技術を高め合いながら、事務手続きの一元化を図り、各種手続きを迅速に行い住民サービスの向上につなげます。 | 総務課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆基幹システム更新事業 | 住民記録、町税、国民健康保険、介護保険等の基幹業務にかかるシステム更新。 |
| ◆情報系システム更新事業 | 財務会計、人事給与・グループウェア等のシステム更新。 |

第4節　治水対策事業

3つの河川を有する本町において、治水対策は重要であり、関係機関との連携のもと、住民の生活や命を守るため事業の推進に取り組みます。

**【重点目標】**

１． 災害を未然に防ぐ治水対策の推進

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　災害を未然に防ぐ治水対策の推進** |

本町には大和川、岡崎川、富雄川の3つの河川が流れており、また、農業用のため池も主にまちの北部に分布しています。特に大和川の上流においては開発が進んでいるため、自然保水地が激減しており、また、近年における局地的な豪雨による河川の増水で、内水被害が年々増加しています。そのため、岡崎川支流の大通井川に設置されている逆流防止ゲーﾄの設置や、安堵中央公園をはじめ、町内４か所の公共施設における貯留浸透施設の整備により、内水対策を講じています。

本町の地理的状況から内水被害は深刻な問題となっています。そのため、今後も内水対策を強化し奈良県と協働し、その解消に努めます。

また、浸水実績のある地区における内水被害の軽減や根本的な解決を図るためには、本線である大和川の改修が必要不可欠であることから、今後も、河川の改修の要望に努めていく必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 災害を未然に防ぐ治水対策の推進 | |
| 大和川の氾濫防止の遊水地設置は国の直轄事業ではあるが、内水問題については、国・県・町の３者が連携し、その解消・軽減に努めます。  町内を流れる大和川、岡崎川、富雄川の河川の改修に向け、国や県に要望していきます。 | 産業建設課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆内水対策事業 | 既存のため池等の整備により治水量の増加を計り、水路への雨水流出を抑制し、内水対策を推進する。 |

第5節　公園緑地

全町公園という捉え方のもと、住民の生活に潤いを与え、まちの景観としてシンボルにもなる緑の空間の整備を推進していきます。

**【重点目標】**

１．憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備

２．みんなで守り・育てる公園・緑地

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備** |

町内には現在、都市公園としての児童公園は7か所に加え、テニスコート、ゲートボール場、遊具や多目的広場を備えた安堵中央公園があります。

今後、安堵中央公園などの活用方法として、定期的なイベント開催などの検討や、住民の利用促進に向けて、意識啓発していくことが大切です。

また、自然とふれあう意識啓発に努めており、本町の持つ水辺や田園などを活かし、自然空間を含めて、まち全体が公園としての雰囲気をもつような公園・緑地整備を進める必要があります。

|  |
| --- |
| **2　みんなで守り・育てる公園・緑地** |

現在、町内の公園設備の維持・管理については行政が主導ですが、住民によるクリーンキャンペーンや河川美化運動などが行われています。そこで、住民のまちづくりに対する意識を高め、また、地域の自然や公園に対する愛着を高めるためにも、今後もさらに住民の協力を得られるような体制をつくり、住民とともに公園・緑地を維持管理していくことが課題となります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備 | |
| 安堵中央公園などの施設の活用方法として、定期的なイベントの開催などを検討するとともに、住民の利用を促進するために意識啓発を進めます。  自然とふれあう意識啓発を強化するとともに、今後も本町の持つ水辺や田園などを活かし、公共の公園的な整備を推進し、緑化や憩いの空間づくりに努めます。 | 産業建設課 |
| 2. みんなで守り・育てる公園・緑地 | |
| 公園設備の維持・管理について、さらに住民の協力を得られるような体制をつくり、住民とともに維持管理を図ることで、地域の自然や公園に対する愛着を高めます。 | 産業建設課 |

第6節　住環境

住民にとって快適で心地よい日常空間を確保するため、地域の環境特性に十分配慮した住環境の整備に努めます

**【重点目標】**

１．安堵らしさのある住環境の整備

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　安堵らしさのある住環境の整備** |

本町には自然的資源や歴史・文化的資源があり、古くからの美しいまち並みが形成されているところがあるため、景観に配慮し、地域の特色づくリに努めることが大切です。

そこで、町内の田園風景や新興住宅地などについては、乱開発を防止しながら計画的な市街化を図るとともに、住民生活や産業等を支える道路網の整備等を図る必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 安堵らしさのある住環境の整備 | |
| 乱開発を防ぎ計画的な市街化を図るとともに、地域の特性に応じた環境整備を図ります。 | 産業建設課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆歩道整備事業 | 歩道の段差をなくし、高齢者や車いすの人などが、安全で安心して通行できる歩道整備を行います。 |

第7節　循環型社会

ごみを出さない運動とともに、ごみの再利用も含め、環境に負荷がかからない循環型社会の形成に住民とともに取り組みます。

**【重点目標】**

１．ごみの適正処理の推進

２．ごみの減量とリサイクル活動の推進

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　ごみの適正処理の推進** |

安堵町環境美化センターで、町内より排出される一般家庭ごみを処理しています。法によりダイオキシン類削減対策工事を行い、その結果、現在ダイオキシン類の排出濃度は国のガイドラインの基準値を大きく下回っています。

今後のごみ処理については、広域処理によるスケールメリットや環境負荷の低減が期待できるため、平成28年1月に天理市及び安堵町を含む１０市町で組織する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」を設立し、平成35年度の稼働に向け市町村間の連携を進めております。

この施設に搬入するためには、今まで以上にごみの分別を徹底しなければなりませんので、施設稼動時期までに計画的に分別収集を進め、リサイクル処理を促進していきます。

粗大ごみについては、年２回収集を実施しており、処分までを業者委託で対応しています。また、家電リサイクル法が施行されており、今後も不法投棄への対応に向けた方策が必要です。

また、町内でポイ捨てされたごみについては、住民参加によるクリーンキャンペーンで収集しています。西名阪道路の側道沿いには不法投棄物が多く、町職員と業者による巡回、収集、処理または場合により、警察等への通報を行っていますが、今後もよりポイ捨てや不法投棄の効果的な対処を考慮していきます。

|  |
| --- |
| **2　.ごみの減量とリサイクル活動の推進** |

ごみのリサイクル処理は、各大字の「子供会」で古紙等の回収作業を通じて行ったり、また、生ごみの堆肥化などの取組が広がりつつあります。今後もこれらの活動を継続していくとともに、ごみの減量やリサイクルについての啓発活動とまちぐるみでの事業の実施を考慮していきます。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. ごみの適正処理の推進 | |
| 一般ごみの収集について、広報等で分別の方法を啓発していきます。 | 住民課 |
| 粗大ごみの不法投棄に対応するための方策を考慮していきます。 |
| 安堵町環境美化センター職員により、勤務の昼から町内巡回パトロールをしています。その際、物によっては警察等にも通報しています。また、投棄物を発見すれば収集・処理作業もおこなっています。  今後も効果的な防止策を考慮していきます。 |
| 2. ごみの減量とリサイクル活動の推進 | |
| ごみのリサイクル活動を継続していくとともに、ごみの減量についての啓発活動をまちぐるみで進めています。 | 住民課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆一般廃棄物収集啓発事業 | 一般ごみの収集啓発をするために取り組んでいきます。 |
| ◆不法投棄対策事業 | 不法投棄の対応をするための方策を検討します。 |
| ◆巡回パトロール啓発事業 | 町内廃棄物巡回パトロールにより、不法投棄等を発見した場合は警察へ通報し、収集及び処理を行っていきます。 |
| ◆廃棄物リサイクル啓発事業 | ごみのリサイクルについて活動していくとともに、ごみの減量やリサイクルの啓発活動を町内全域で実施していきます。 |
| ◆ごみの適正化処理事業 | 一般ごみの収集は安堵町環境美化センターが全面的収集に努め、処理は、広域事務組合で行います。粗大ゴミは業者委託で、不法投棄に対しては防止対策を行っていきます。 |

第8節　上水道

上水道は、住民の生活を支えるうえで欠かすことのできないものであるため、安定性の高い供給体制を確立しておくことが重要です。安心でおいしい水の確保を図るとともに、水資源の有効利用や水資源の安定的確保のため、住民の節水意識の高揚に努めます。

**【重点目標】**

１．安心でおいしい水の確保

２．節水意識の高揚

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　安心でおいしい水の確保** |

現在、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、経済の停滞、節水機器の普及などにともない、水需要が低迷しており、今後も安全でおいしい水を安定的に供給できるように広域化も含めた受水体制を検討していきます。

一方、災害発生時の対応としては、近隣市町との応援協定があるため、連携を一層強化する必要があるとともに、自家発電装置や配水池から直接給水タンクに給水できる設備の設置を検討することが課題となります。また、水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、耐震対策を講じる必要があります。

|  |
| --- |
| **2　節水意識の高揚** |

節水についての啓発活動としては、公共施設での節水を呼びかけるポスターを掲示するほか、広報誌や町ホームページで啓発を行っています。また、小学４年生の児童が社会科の一環として浄水施設の見学を行い、節水の意識付けを行っています。今後も、これらの活動を通じて節水についての意識高揚を図ることが重要です。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 安心でおいしい水の確保 | |
| 今後も安全でおいしい水を安定的に供給できるように広域化も含めた受水体制を検討していきます。  災害発生時の対応のため、近隣市町との連携を一層強化するとともに、自家発電装置や配水池から直接給水タンクに給水できる設備の設置を検討します。  水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、耐震対策を推進します。 | 上下水道課 |
| 2. 節水意識の高揚 | |
| 節水についての啓発活動を継続し、意識高揚を図ります。 | 上下水道課 |

第9節　下水道

住民の衛生的で快適な生活環境を整備するため公共下水道事業を推進し、下水道普及率を高めるとともに、水洗化の促進に向けた啓発活動を推進していきます。

**【重点目標】**

１．公共下水道の計画的な整備

２．下水道についての啓発活動の展開

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　公共下水道の計画的な整備** |

本町では幹線である流域下水道工事に着手以来、平成27年度末には下水道の普及率が91.1％となっています。

町全域における事業としては平成37年度までの完成を目標とし、今後も、公共下水道事業を計画的に進め、普及率を向上していくことが重要です。

|  |
| --- |
| **2　下水道についての啓発活動の展開** |

本町では、パンフレットやホームページなどにより、啓発を行うほか、融資斡旋制度などを設け、水洗化の促進に努めています。その結果、現在の水洗化率は67.6％となっています。

今後も公共下水道の供用開始に伴い水洗化を促進するため、河川の水質保全に対する下水道の必要性や、下水道が文化生活に欠かせないことを周知し、住民の協力を得られるように啓発を行うとともに、融資斡旋制度などの活用を進めることが必要です。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1.公共下水道の計画的な整備 | |
| 快適な生活環境を確保するため、今後も公共下水道事業を計画的に進め、下水道の普及率の向上を図ります。 | 上下水道課 |
| 2.下水道についての啓発活動の展開 | |
| 今後も水洗化を促進するため、戸別訪問を行い、住民に対する啓発や融資斡旋制度などの活用を進めます。 | 上下水道課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆下水道事業 | 都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び河川等の水質保全を図り、また汚水の排除、生活環境の改善を図るための下水管工事を行います。 |

第10節　消防・救急

社会・経済の変化に即し、消防体制、救急・救助体制の充実強化や、住民一人ひとりの防火意識の高揚による予防対策の充実に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

**【重点目標】**

１．消防体制の充実

２．救急医療体制の強化

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　消防体制の充実** |

本町の消防は、常備消防である奈良県広域消防組合西和消防署と安堵町消防団とが連携して、地域に適合した活動を行っています。町内の年間火災発生件数は少なくなっていますが、道幅が狭く、消防車が進入しづらい地区もあり、小型の積載車の進入は可能であるものの、道路の拡幅は難しい状況です。そのため、消防職員及び団員の訓練や経験を通して、予期せぬ未曾有の災害に対応できる技術が求められています。

また、火災予防のためには、秋の火災予防運動期間中に広報車で巡回するほか、のぼりを立てて啓発活動を行っています。また、年末には夜警を実施し、火災予防に努めています。火災訓練は西和消防署と協働し、消防団員の技術向上を図るため、研修・訓練を行い、消防体制の充実に努めています。今後も、火災予防と消防体制の充実のために現在の活動を継続していくことが必要です。

|  |
| --- |
| **2　救急医療体制の強化** |

救急医療体制について、町内には受け入れ先の病院はありませんが、広域的に対応しており、今後も近隣市町との連携の強化が重要です。

一方、救急・救命需要が増加・高度化する中、救急処置等の必要性が高まっています。本町では、消防団に対して心肺蘇生法などの救急処置の普及や啓発を行っています。今後、救急隊が到着するまで救急処置を行えるよう、住民に対しても応急手当法やAED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法などについて、普及や啓発を図り、救命率の向上に努める必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 消防体制の充実 | |
| 奈良県広域消防組合西和消防署との連携を強化するとともに、消防職員及び団員の研修や訓練を通して、予期せぬ未曾有の災害に対応できる技術の習得を促進します。なお、地域防災力の中核的な存在である消防団の充実強化を図るため、消防団員の安全確保と待遇改善の推進並びに資機材及び若年層の入団促進と条例定数の確保等に努めながら地域防災力の充実強化を図ります。  火災予防のため、引き続き啓発活動や夜警を行うとともに、西和消防署と協働  して消防団員の技術向上を図るため、研修・訓練を行い、消防体制の充実に努めます。 | 総務課 |
| 2. 救急医療体制の強化 | |
| 救急医療体制の充実について、近隣市町との連携を強化し、広域的な対応を図ります。  住民への応急手当法や自動体外式除細動器を使用した心肺蘇生法などの普及や啓発を図ります。 | 総務課 |

第11節　防災・防犯・交通安全

災害に対して安全で、暴力や犯罪がなく、車と人との安全が確保され、安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、関係機関や住民及び地域の団体等との連携を強化していきます。

**【重点目標】**

１．災害に強いまちづくり

２．犯罪のないまちづくり

３．交通事故のないまちづくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　災害に強いまちづくり** |

まちの防災については、「安堵町地域防災計画」に沿って進めています。平成2７年度において、同計画を全面的に見直し、同時に洪水ハザードマップの見直しを行いました。水害や地震などの災害対策の改訂を始め、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震、原発事故、新型インフルエンザ等も含めた広域的な災害にも対応できるよう計画に盛り込みました。

本町では特に水害が多く、大規模災害の備えとして大和川流域総合治水対策及び内水対策の推進を図り、機敏に対応できる体制整備に努めています。また、予期せぬ未曾有の災害に備えて、地域の連携と協力による仕組みづくりをはじめ、情報伝達手段の確保、訓練や研修の充実、高齢者・障害のある人など災害時要援護者への対応を図ることが課題となっています。

特に、大規模な災害発生時には、その初期において公的援助は機能しないことが明らかとなっています。自助共助をもって、消防団や地域の自主防災組織の充実が大切です。また、地域の防災・災害時におけるリーダーとしての行動ができるよう、幅広い知識の修得ができる体制を構築していくことも必要なため、地域の防災に対する理解と知識、技術を高めるため訓練や研修会の機会を増やしていきます。

また、避難勧告等の情報伝達を迅速に行うことができるようマニュアルを作成しており、情報伝達体制を整えています。さらに、気象警報等の伝達方法や避難場所などについて記載した洪水ハザードマップ等を活用し、避難行動が素早く起こせるように周知を図っています。また、住宅密集地において、避難場所（広場）の確保や安堵町防災資機材地域備蓄施設（防災備蓄倉庫）のさらなる整備に努めるとともに、食料をはじめ、避難所において不足が指定されるトイレの整備、子供・女性等に必要となる衛生用品等の備蓄資材を計画的に備蓄するため、近隣の食料会社や食料品店、生活用品店などとの災害協定その他災害対策事業に必要な災害協定を推進します。災害時要支援者に配慮できる福祉避難所の設定並びに住宅の耐震診断及び耐震改修の補助も進めていきます。また、災害に対するシステムを充実させ、情報収集・伝達の正確さや迅速化に努め、混乱や不安がなく冷静に判断できる体制を整えていきます。

一方、武力攻撃等の事態に備えて、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行えるよう、「安堵町国民保護計画」を策定しています。

今後、有事に備え、地域防災計画や対応マニュアル、ハザードマップ、国民保護計画などに基づき、迅速かつ的確に対処していく必要があります。

|  |
| --- |
| **2　犯罪のないまちづくり** |

本町の防犯体制については、西和警察署との連絡協力体制をとり、地域内で結成された防犯推進協議会とともに犯罪が起こらないよう連携を図っています。また自主防犯組織の設置推進や「青色防犯パトロール」などを行い、地域の方々や団体との協力のもと、防犯対策を実施しています。

一方、さまざまな啓発活動を通して、犯罪の未然防止を推進しています。今後も地域と連携し、防犯パトロールなどの活動を継続して、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めることが重要です。

新一年生に防犯ブザーを配布することで、児童に対する犯罪の予防策をとるとともに、防犯のための夜回りを実施し、青少年の健全育成に努めています。さらに暗がりでの犯罪を防止するため、道路には防犯灯を設置して、犯罪抑制に努めています。（平成26年度から平成2７年度にかけて、既設の防犯灯のＬＥＤ化を実施）今後も、設置後の維持管理などに住民の協力を得ながら、状況に応じて設置を推進することが求められています。また、子供の安全を確保するため、「子供110番の家」の設置を今後も進めていく必要があります。

|  |
| --- |
| **3　交通事故のないまちづくり** |

町内には、朝夕の通勤時になると交通量も多く、通行が危険になる道路がありますが、町外からの通過車両が多くを占めるため、啓発活動の効果が十分望めない状況です。そのため、既設道路の安全対策面を含め、関係機関と連携して交通安全施設の整備を図るなどの対策をとることが大切です。

また、交通安全意識の啓発については、各関係機関・団体の協力を得て、交通安全教育や啓発・指導を行っており、今後も活動を推進する必要があります。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 災害に強いまちづくり | |
| 地域の協力で災害などからかけがえのない命や財産を守るため、地域で協力できる仕組みづくりをはじめ、情報伝達手段や交通網、人員の動員に配慮するとともに、予期せぬ未曾有の災害に備えて、訓練や研修の充実、高齢者・障害のある人などの災害時要援護者への対応を図ります。  大規模災害への備えとして大和川流域総合治水対策及び内水対策の推進並びに大規模な災害発生時には、その初期において公的援助は機能しないことが明らかとなっています。自助共助をもって、地域の防災訓練などを継続し、地域の自主防災組織の充実が大切です。地域の防災・災害時におけるリーダーとしての行動ができるよう、幅広い知識の修得ができる体制の構築のため、地域の防災に対する理解と知識、技術を高めるため訓練や研修会の機会を増やしていきます。  避難勧告等や情報伝達を迅速に行うことができるよう、マニュアルを作成しており、「えーまち安堵安心メール配信サービス」や「町内全域放送装置」を活用した情報伝達体制を整えています。さらに、気象警報等の伝達方法や避難場所などについて記載した洪水ハザードマップを活用し、避難行動が素早く起こせるように周知を図っています。  住宅密集地における避難場所（広場）の確保や、さらなる防災備蓄倉庫の整備に努め、防災備蓄倉庫内の備蓄資材について定期的に検査を行うとともに、食料をはじめ、子供・女性等に必要となる衛生用品等の備蓄資材を計画的に備蓄し、近隣の食料会社や食料品店、生活用品店などとの災害協定の締結に努めます。  災害時要援護者に配慮できる福祉避難所の設定及び住宅耐震診断・改修の補助を進めます。  災害に対するシステムを充実させ、情報収集・伝達の正確さや迅速化に努め、混乱や不安がなく冷静に判断できる体制を整えていきます。  有事に備え、地域防災計画や対応マニュアル、ハザードマップ、国民保護計画などに基づき、的確な対処に努めます。そして、いかなる大規模災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安全・安心な地域の構築に向け、「災害に強いまちづくり」を推進します。 | 総務課 |
| 2. 犯罪のないまちづくり | |
| 西和警察署との連絡協力体制を強化するとともに、防犯委員や防犯推進協議会による啓発活動を通して、犯罪の未然防止を推進します。  自主防犯組織の設置推進し、地域の団体と連携しながら、「青色防犯パトロール」などを通じて、子供が犯罪に巻き込まれないようにします。また、パトロール時以外の普段の散歩等の時でも、防犯パトロールを実施していただくように啓発して、防犯対策に努めます。  子供の安全を確保するため、「子供110番の家」の設置を今後も進めます。 | 総務課  教育委員会 |
| 3. 交通事故のないまちづくり | |
| 既設道路の安全対策面を含め、関係機関と連携して、交通安全施設の整備を図ります。  各関係機関・団体の協力を得て、交通安全教育や啓発・指導を推進します。 | 産業建設課  総務課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆交通安全対策事業 | 防犯・防災推進協議会等による「青色防犯パトロール」活動の実施、新一年生交通安全教室の小学生自転車教室の開催等、交通安全の推進に努めます。また、入学時に防犯ブザーの配布を行い、防犯対策にも努めます。 |

第4章　力強さ

活力と夢を育むまちを創る

本町の基幹産業である農業の付加価値を高めるとともに、

農業公園等の整備を含め観光・交流産業との連携を高め

“安堵ブランド”の形成に努めます。

また、スマートインターチェンジの開設効果の受け止めを含め、

地産地消のまちぐるみ運動を推進することにより、

第1 次産業のみならず、第2 次産業、第3 次産業の振興を促進し、

雇用環境の充実を推進します。

第1節　農業

農業を支える人材を育成するとともに、地産地消や特産品・観光等との結び付けを含め、個性ある農業を振興していきます。

**【重点目標】**

１．農地の整備と担い手の育成

２．地産地消等の推進による地域農業の振興

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　農地の整備と担い手の育成** |

町内の農業基盤整備については、ほ場整備をはじめ、利水の確保としての水路整備や水源確保、農作業の効率をあげるための農道整備が行われています。

また、本町では水稲を主とした農業が営まれていますが、農業者戸別所得補償制度により生産調整が行われており、他の作物への転作がなされています。

しかし、兼業農家が主体であるため、転作が困難になっており、また、農業従事者の高齢化や離農が進んで、遊休農地が増加しつつある状況です。これらの遊休農地をなくすため、平成７年度に生産性の高い水田営農の実現に向けて、地域農業のリーダーとして活動することを目的に農業者リーダー会議が設立され、農地の受委託等により農地の遊休地をなくして有効利用に努めています。しかし、年々委託の申し込みが増えているにもかかわらず、農業収益が低く、重労働であるために若い担い手がおらず、受託は増えていないのが現状です。そのため、農地を集約し、家族経営協定を結んだり、法人化することにより、大型機械などを導入して作業の合理化を図るなど、経営面で工夫し、収益の安定をめざすことが求められています。

|  |
| --- |
| **2　地産地消等の推進による地域農業の振興** |

平成１１年より、農業者リーダー会議のメンバーを主体として、地産地消を目的に「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」を開催し、安堵町内で栽培された朝とれたての新鮮野菜等を直売しています。「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」では、地域住民との交流の場として販売促進をすることで、地域の活性化を図るとともに、農業の仲間づくりの場として情報交換や助け合いも行われています。

毎週日曜日の午前中より販売がされていますが、近隣に類似の販売所が出来たことにより販売量や来客数が減少傾向にあります。今後、出品者の増加や魅力ある農産物の出品などが課題となっています。

地産地消の取り組みとして、「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」のほかに平成１７年度より食育の一環として学校給食に地場産の農作物を供給しています。現在、週に２回程度、農産物を学校給食に供給していますが、収穫時期などにより、農作物の供給に変動はありますが、今後、安定して供給できるよう、供給できる農作物を検討するとともに、地元の農家などと連携しながら、農作物を確保していくことが大切です。

一方、後継者問題の解決のためには、まず農業の魅力を伝え、収益をあげることが必要です。そのため、地域風土や気候に適した特産品を生み出す必要があります。現在、農業者リーダー会議を中心に試行錯誤しているところですが、農業者リーダー自体の高齢化や若手の新規会員の増員が課題となっています。また、遊休農地の解消を図るための農地の集約化も必要となっています。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 農地の整備と担い手の育成 | | |
| 町内の農他の整備を推進し、農地の無断転用の防止を図ります。 | 産業建設課 | |
| 遊休農地をなくすため、農業者リーダー会議による農地の受委託を促進するとともに、受託する担い手の増加を図るため、経営面で工夫することを支援して、収益の安定を目指します。 |
| 2. 地産地消等の推進による地域農業の振興 | | |
| 「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」の出品者数を増やし、出品数を確保するほか、利用しやすさを追及するなど、規模の拡大に合わせた事業展開に努めるとともに、農産物等即売所の設置を検討します。 | | 産業建設課 |
| 学校給食などにおいて、地場産の農作物を安定して供給できるよう、供給できる農作物を検討するとともに、地元の農家などと連携しながら、農作物の確保に努めます。 | |
| 地域風土や気候に適した特産品を生み出し、農業の魅力を伝え、収益をあげることで後継者問題の解決を図ります。また、農業者リーダーの若手の新規会員の増員を目指します。 | |
| 遊休農地対策として、農地の利用権設定制度を利用し、農地の集約化を図り、耕作機械の高効率化のもと、生産性の高い農業の推進を行って行きます。 | |

第2節　商工業

地元に愛され、地元と結びついた産業の展開と、西名阪スマートＩＣ開設のインパクトを効果的に吸収するための産業の振興を図ります。

**【重点目標】**

１．地域の暮らしと結びついた産業の活性化

２．西名阪スマートICを活用した産業の振興

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　地域の暮らしと結びついた産業の活性化** |

町内の商業地としては個人商店が中心となっており、日常の買い物は主に近隣の市町に出かけている状況です。そのため、産業フェスティバルの充実や拡大によって町内の産業についての周知を図る必要があります。

また、多様化する消費者ニーズに対応していくためには、講演会、研修会、相談指導体制等により人材・後継者を育成し、経営の改善・組織の体制を強化し、新たな企画への取組を通じて産業の近代化を図るとともに、新たな商店などの誘致も行うことが求められています。

|  |
| --- |
| **2　西名阪スマートICを活用した産業の振興** |

経営者及び従業員のゆとりある生活と産業の活性化を目指し、融資や振興を支援し、各種共済制度の促進に努め、イベント開催や情報提供ができるように商工会が設立されています。

産業の基盤としては、道路網の充実が必要となります。現在、都市計画道路、南北線及び安堵・王寺線の一部供用により、部分的に大型車輌の進入路ができています。また、安堵町内に西名阪スマートＩＣが設置されたことにより交通の利便性が大きく飛躍し、準工業地域の拡大に合わせた産業基盤の整備に向け、道路網の末完了部の早期完成をめざすことが重要となっています。

また、道路の整備に加え、地域の環境に配慮しながら企業の誘致を図り、就業の場の確保に努めることも大切です。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 地域の暮らしと結びついた産業の活性化 | | |
| 産業フェスティバルの充実や拡大によって町内の産業についての周知を図ります。 | 産業建設課 | |
| 講演会、研修会、相談指導体制等によリ人材・後継者を育成し、経営の改善・組織の体制を強化し、新たな企画への取り組みや新たな商店などの誘致を通じて産業の近代化を図り、多様化する消費者ニーズに対応していきます。 |
| 2. 西名阪スマートICを活用した産業の振興 | | |
| 経営者及び従業員のゆとりある生活と産業の活性化を目指し、商工会の活動を引き続き推進します。 | | 産業建設課 |
| 産業の基盤整備のため、道路網の充実を引き続き推進します。 | |
| 住民の生活に配慮するとともに、地域の特性に応じながら、良好な基盤を整備し、魅力ある就業の場の確保に努めます。 | |

第３節　観光

地元に愛され、地元と結びついた産業の展開と、西名阪スマートＩＣ開設のインパクトを効果的に吸収するための観光の振興を図ります。

**【重点目標】**

１．道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実

２．地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実** |

本町においては、町歴史民俗資料館、中家住宅など、歴史的な観光資源が存在します。今後は、大型観光バスが周遊できるような道路網の整備や駐車スペースの充実が求められています。

また、観光パンフレットの有効利用や、わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、ふるさと大使※の登用、特色あるお土産品作りにより、町内外に PR を図るとともに観光推進計画を作成していくことが重要です。

|  |
| --- |
| **2　地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成** |

町内には歴史的観光資源が点在しているため、太子道、業平街道などの広域的な整備を行い、行政区域を越えた散策道をメインとして、点在する史跡等を周遊できる観光ルートを新たに考えていく必要があります。

また、本町の文化的資源となる灯芯ひきの体験などを活かし、体験型観光を進めることも大切です。

※ふるさと大使：一般住民の中から選出され、主に地域に住まう住民、あるいは観光地ファンとして市町村外に住まう地方の地方の一般住民より公募され、当地の観光PRを委嘱される。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実 | | |
| 大型観光バスが周遊できるような道路網の整備や駐車スペースの充実を図ります。 | 産業建設課 | |
| わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、ふるさと大使の登用、特色あるお土産品作りにより、町内外に PR を図っていきます。 |
| 2. 地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成 | | |
| 太子道、業平街道などの広域的な整備を行い、行政区域を越えた散策道をメインとして、点在する史跡等を周遊できる観光ルートを新たに考えていきます。 | | 産業建設課 |
| 灯芯ひきの体験など、本町の文化資源を活かした体験型観光を進めることを検討します。 | |
| 安堵町の歴史・文化等を総合的に発信できるような施設の整備を考えていきます。 | |

第5章

まちづくりの推進

第1節　みんなで進める協働のまちづくり

まちづくりのあらゆる分野において協働のまちづくりが活発に行われるよう、住民と行政との協働体制の確立を進めます。

**【重点目標】**

１．住民参加意識の高揚

２．協働で取り組むまちづくり

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　住民参加意識の高揚** |

本町においては、毎年町主催の行事だけでなく各種団体による事業も多く実施されています。特に各種団体によるイベントは住民相互扶助の精神や連帯感を醸成しています。今後もこのような事業を推進し、また新たに住民の方々の発案による住民参画の意識の高揚を図ることが必要です。

|  |
| --- |
| **2　協働で取り組むまちづくり** |

近年、核家族化が進み、個人意識が強く、地域の共同意識が希薄になっています。一方、凶悪犯罪の増加や震災等により、防犯・防災意識も高まっています。

このような中、住民の方々による自主防犯組織が結成されました。今後も、相互扶助の考えに立つ自主的な組織づくり、また、積極的に地域活動に参加し住みよい町を自分たちで作って行くという気運を高めていくことが必要です。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 住民参加意識の高揚 | | |
| 町全体で各種団体間の連携が図れるような施策を展開し、積極的な住民参加の意識の定着を図ります。 | 総合政策課 | |
| 住民一人ひとりが、地域の一員として各種活動に気軽に参加できる地域コミュニティを形成するために、情報提供や支援体制などの整備を推進します。 |
| 2. 協働で取り組むまちづくり | | |
| 地域福祉活動、地域防災活動、青少年健全育成活動、親切美化運動、各種団体や住民が主体となって行われる活動の機会をさらに充実させ、まちづくりをともに担う意識づくりを図ります。また、参加者は、それぞれに別の立場や役割をもっており、時間や都合を調整して参加しています。協働でまちづくりを進めるために、お互いを思いやり、それぞれが活動しやすい環境づくりを推進します。 | | 総合政策課 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆まちづくり活性化対策事業 | 民間、各種団体活力の活用を図り、行政の効率化や住民サービスの向上を推進し、インターネットをより活用することでホームページ等を県内外の人に周知し、同時に住民のまちづくりへの参加意識を増大していく。 |

第2節　行財政

本格的な地方分権時代にふさわしい自立した自治体経営の確立に向け、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、安堵町財政健全化計画に基づき、行政改革を積極的に進めます。

**【重点目標】**

１．住民ニーズに的確に対応行政運営

２．健全財政の推進

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| **1　住民ニーズに的確に対応する行政運営** |

地方制度改革の進行や地方分権による権限移譲事務が拡大する中、多様化する住民のニーズに的確、効率的に対応するため、行政の効率化を図り、限られた財源の中で合理的かつ的確に行政サービスを提供できる行政運営が求められています。

そのため、本町では組織の分化拡大を極力抑制し、効率的な行政サービスの提供と運営に努めています。今後は「親切・丁寧・正確・迅速・公平」を規範として職員の能力向上と計画的な行政組織の変更が重要となります。

|  |
| --- |
| **2　健全財政の推進** |

最近の経済状況や人口構造の影響等から大幅な歳入の増加が見込めない中にあって、より一層自主財源の確保が重要となっています。

本町では、現在、課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに住民の納税意識の高揚と収納率の向上を目指しています。平成24年度の徴収対策室の配置以後、年々徴収率が改善され、平成25年度は91.5％、平成26年度は93.4％となっております。なお、本町における平成27年度の徴収率は95.0％であり、住民の納税意識も高まっているため、今後も引き続き自主財源の確保に努めます。

また、平成27年度の自主財源は20.9％で、79.1％が依存財源となっています。経常収支比率は８０％を超えると財政の弾力性が失われるといわれていますが、88.8％となっており、より効率的な財政運営が求められています。今後、歳出事業においては、老朽化に伴う公共施設の維持補修をはじめとする行政需要の歳出があり、財政を圧迫する要因となると予測されます。

そのため、「安堵町財政健全化計画」に基づき、自主財源の確保に努めるとともに、経常経費の見直しにより歳出抑制に努め、財源の適正な配分を図り、健全財政投資を実施することが必要です。

**【施策の展開】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 | |
|
| 1. 住民ニーズに的確に対応する行政運営 | | |
| 住民の多様化する行政への二－ズに対応するため、職員研修を充実させ、「親切・丁寧・正確・迅速・公平」を規範として職員の能力の向上と職員の育成に努め、顧客である住民の満足度を高めます。 | 総務課 | |
| 効率的な行政運営を目指し、権限の移譲など組織機能を見直し、簡素で効率的な組織・機構の編成に努めるとともに、職務の効率的な執行や優れた人材の確保と適正な人員配置に努めます。 |
| 個人情報の保護、個人番号の適切な取扱いにも十分配慮し、まちの方針などの的確な情報を住民に対し広報やホームページ等を活用しながら、公開し、開かれた行政運営に努めます。 |
| 「親切・丁寧・正確・迅速・公平」を規範とし、職員研修に取り組んでいます。その中で、職員研修の一貫として、接遇研修や管理職の業務体験などの実地研修を行い、職員の資質向上を図りました。今後も引き続き、職員のさらなる意識改革や資質向上を目指し、住民の満足度を高めるための行政運営に努めます。 |
| 2. 健全財政の推進 | | |
| 引き続き納税意識の高揚と収納率の向上を目指し、専門的な徴収体制を強化し、税収確保に努めます。 | | 総合政策課 |
| 「安堵町財政健全化計画｣に基づき、国民健康保険税や介護保険料の定期的な見直しを行い、自主財源の確保に努めるとともに、歳出規模を拡大することなく、住民のニーズに応えるために「スクラップアンドビルド」を徹底し、より優先度の高い施策へ限られた財源を重点的に配分していき、健全財政投資の実施を促進します。 | |
| 「安堵町財政健全化計画」に基づき、公共施設の使用料など、受益者負担の適正化を検討するとともに、経費の削減を視野に入れた事務事業のスリム化や費用対効果などを検討し、効率的な財政運営に努めます。 | |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆行財政健全化対策事業 | 財源の収支均衡を保持し、行政需要や社会、経済情勢の変動に対応し得る弾力的な財政構造を維持し、適正で安定的な財政基盤を確立し、効率的で健全な財政運営を推進する。 |

第3節　広域行政

住民生活や行動圏の広域化を含め、住民サービスの向上と効率化を図るための広域行政を推進します。

**【重点目標】**

１．各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進

**【現状と課題】**

|  |
| --- |
| 1. **各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進** |

平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の7町によって構成される王寺周辺広域市町村圏では、老人福祉施設三室園組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合等の広域事業を進めています。また、福祉分野では介護保険事業の認定審査業務及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を広域事業として実施しています。防災分野では、増加する救急搬送や複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ効率的に対応するため、平成26年4月に県内３７市町村が参加する広域消防組合が設立し、平成28年4月に運用開始しています。環境分野では、広域処理によるスケールメリットや環境負荷の低減が期待できるため、平成28年1月に天理市及び安堵町を含む１０市町で組織する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が設立し、平成35年度の稼働に向け市町村間の連携を進めております。

急速に広域化に至った要因としては、各町の施設の老朽化と奈良県が推し進める県と市町村、市町村同士の連携・協働による行政の効率化の取り組みである「奈良モデル」の推進と合致したものです。

今後も、広域行政を効率的に運営していくためには、広域市町村圏協議会、国、県などとの連携を一層深め、各市町村の特性を活かした機能分担を図った広域行政の推進が課題となります。

また、これまでの広域行政の成果について検証するとともに、社会状況の変化に的確に対応した施策などについて、広域的な視点からの連携及び調整を行う体制を確立することも必要です。

**【施策の展開】**

|  |  |
| --- | --- |
| 重点目標及び施策の内容 | 実施主体 |
|
| 1. 各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進 | |
| 王寺周辺広域市町村圏では、広域市町村圏協議会、国、県などとの連携を一層深め、各市町村の特性を活かした機能分担を図った広域行政の効率的な運営を推進します。 | 総合政策課 |
| 奈良県が推し進める県と市町村、市町村同士の連携・協働による行政の効率化の取り組みである「奈良モデル」※を活用し、事業を選定し、広域化・共同化を推進します。また、奈良モデルの取り組みの一つである「賑わいのある住み良い町づくり」を県と市町村が一体的かつ計画的に取り組む「まちづくり連携協定」を締結し、協働でプロジェクトを推進します。 |
| 広域行政を推進していくため、これまでの広域行政の成果について検証するとともに、社会状況の変化に的確に対応した施策などについても、広域的な視点からの連携及び調整を行う体制を確立します。 |

**【主要事業】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 |
| ◆広域行政推進事業 | さまざまな分野において効率的・効果的な行政運営や事業を推進し、広域行政における推進体制の強化や関係市町村との連携・協力を図り、幅広いネットワークの形成を進めます。 |
| ◆まちづくり連携協定 | 県と市町村が連携協定し、「賑わいのある住み良い町づくり」の実現に向けて、協働でプロジェクトを進めていきます。 |
| ◆奈良モデル推進事業 | 県と町（垂直補完）、市町村間（水平補完）の連携・協働により、行政の効率化を進め、住民サービスを維持・向上させていきます。 |

※奈良モデル：県と市町村、市町村間の連携・協働により、県全体の人的資源、様々な公共施設、財政資源を有効活用し、市町村が自立して質の高い行政サービスを提供し、続けていく仕組み。